

政策資料

No.316 《復刊211号》
1993年1月1日

卷頭言 松前仰 1

〈特集〉 政治改革について

- 政治腐敗防止関連三法案の提出にあたって・法律案要綱 2
- 政治改革の柱 — 分権化を進めるため (委員長・山口にて) 11
- 議院証言法改正法案 (衆・参) 13
- 佐川問題調査団報告書 14

〈資料〉

- 総合経済対策についての見解 31
- 拡声機規制条例問題に関する見解 34
- 製造物責任法案の再提出について・法律 (案) 36
- 国会等の移転に関する法律案要綱 39
- 所得減税実施に関する共同要求 41
- 老人等の利用する利子非課税限度額の引上げに関する申し入れ・関連資料 42

[シャドーキャビネット関係]

- ポスト後期対策等に関する申し入れ 46
- コメ市場開放阻止に関する緊急申し入れ 47
- 学校五日制推進についての申し入れ 48
- 業者テストの高校入試における利用についての申し入れ 49
- 「21世紀の国連と安全保障を考える」シンポジウム 50

佐川スキャンダルや政治改革で国会が紛糾しているちょうどそのとき、環日本海シンポジウムが十一月二十九、三十日の二日間、金沢市で開催された。

金沢集会（シンポジウム）は「開発」と「環境」についての協力について討論することが目的とされた。第一日のテーマは、まず開発問題が取り上げられ、北東アジア圏経済協力と統合、豆満江開発の問題等が取り上げられた。総体的に北東アジア圏の経済振興が環日本海の平和と安定に不可欠と

環境保全のための厳しい意見が出されたが、ロシア、中国などからは環境に留意しつつも経済発展を促す交通基盤の建設整備などを熱望している様子がうかがわれた。戦後の経済発展の目標を一応達成したわが国が、次の段階としての経済成長を鈍化する環境問題をとらえ、声を大きくして訴えて、そ

らえ方の難しさをどう打開していくか。「経済格差の是正」と「日本海の共有財産とする」という二つのテーマをどのように達成させることかということは、まず「たすけあう」精神をいかにして我が国の人々が共有できるか、ということにかかっているよう思う。過大な経済格差を抱えた東西ドイツ統

卷頭言



環日本海社会党

フォーラムに思う

松前

政策審議会副会長

このシンポジウムには、日本海を

の立場での議論が行われた。

沿岸域とするロシア連邦をはじめ
朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、大韓民国、モンゴル、
米国の代表のゲスト参加をみるこ

第一日はがらりとテーマを変え
開発と環境問題の諸問題を主テー
マとした。このテーマはわが国の
経済発展の過程で経験した深刻な

日本海沿岸の関係国会議員や社会
党関係者、自治体の職員など多数
がつめかけて盛大なシンポジウム
となつた。

の立場での議論が行われた。

第二日はがらりとテーマを変え
開発と環境問題の諸問題を主テーマとしていた。このテーマはわが国の
経済発展の過程で経験した深刻な
環境問題を思い浮かべて、これか
らの開発はその二の舞を踏まない
ようにとの、わが国の立場から
願いを込めたものであった。さす
がに我が国のパネラーからは、環

みれば偏西風の風下の先進国の人よがりと見えたのではないか、とさえ感じた。米国代表の「先進国は環境破壊を及ぼした。だから環境を守ろうとは言えない。新しい技術を考えなければならない。との発言にもあるように、経済格差の大きい段階での環境問題との

政策審議会副会長

うに、またアジア安定のための外交の方針の一原点とするように、国会で取り組んでいかなければならないと考える。

れば発展途上にある国々にとつて
みれば偏西風の風下の先進国の一
人よがりと見えたのではないか、
とさえ感じた。米国代表の「先進
国は環境破壊を及ぼした。だから
発展しようとしている国に対しても
環境を守ろうとは言えない。新し
い技術を考えなければならない。

らないと考える。
レベルの似通った国々で構成されて
いるECCの歴史をみれば、環
日本海構想はまだまだ途を探して
いる段階である。将来の世界への
インパクトの大きさを考えるとき
特に日本海側のかたがたの献身的
努力を願ってやまない。

との発言にあるように、経済格差の大きい段階での環境問題のと

(衆議院議員・まつまえあおぐ)

特集

政 改 革 に つ い て

一九九二・一二・三

政治腐敗防止関連

三法案の提出にあたって

日本社会党書記長
山 花 貞 夫

佐川疑惑の真相究明に非協力な態度をとりつづけ、かつ政治腐敗防止に熱意を示さない自民党の国会対応によって、政治に対する国民の不信は倍加され、議会制民主主義そのものを危機に陥れている。

今、信頼回復への緊急な課題は、佐川疑惑の徹底究明とともに、政治腐敗防止の法整備、そして国会改革、政治改革に取り組み、実効をあげることである。しかし、与野党の政治改革協議会は、合意をみた二二項目の改正案を衆議院で可決通過させたものの、腐敗防止を選挙制度（小選挙区制）にすり替える自民

党のかたくなな態度のため、抜本的改革は先送りされることになった。

こうした事態を受け、わが党は、①企業・団体献金の禁止、②政治資金の透明性確保、

③違反者に対する罰則強化、を骨格とする

「公職選挙法改正案」と「政治資金規正法改正案」、「政党交付金の交付に関する法案」の三法案を一二月三日、衆議院に提出了。

国民が求めている政治腐敗防止の緊急立法は、この三法案にあると考える。わが党は、今後、三法案の早期実現を強く求めていきたい。

以下は、三法案のポイントである。

- 政治資金の透明性のために「指定団体」（議員・候補者の政治資金を取り扱う政治団体）を一にする。
- 寄付の公開基準の引き下げ
- 政治団体への献金の公開基準を現行一〇〇万円から一萬円に引き下げる。
- 〔検討事項〕
 - ① 個人献金の拡大のために税額控除方式を検討する。
 - ② 指定団体の資金管理の透明性確保のために金融機関の口座の活用を検討する。

- 1. 企業・団体献金の禁止と公的助成制度の創設とともに、個人献金の拡大を図る。
- 企業・団体献金の禁止
- 企業団体の献金を禁止する（パーティーキー券の企業負担、党費、秘書給与の立替え等も禁止する）。
- 政党への公的助成制度の創設
- 企業・団体の献金を禁止するとともに、政党へ「政党交付金」を交付する。

3. 違反に対する罰則を強化する。

○ 政治資金規正法違反の罰則強化

・規正法違反者は、五年間の公民権停止とする。

・政治家の関係する政治団体から違反者がでた場合、政治家本人も公民権停止とする（政治家の団体への監督義務制の導入）

○ 選挙違反者の連座制を強化し、立候補制限を新設

・連座の適用対象者を秘書、事務所員、候補者にならうとする者及び主宰地域を

「市町村単位」に細分化した地域主催者にまで拡大する。

・連座対象者の刑が執行猶予であっても当選無効とする。

・連座に伴う有罪が確定した場合、立候補制限を、参議院七年、その他五年とする。



一九九一・一一・三

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

日本社会党

第一 戸別訪問に関する事項（第二百三十八条関係）

一 比例代表選挙を除き、候補者のほかに戸別訪問を行える者の数を「有権者数の五千分の一」と「十五」とのいずれか大きい数を超えないものとする。

二 選挙に関し戸別訪問を行う者は、選挙管理委員会が発行する公職の候補者の氏名と戸別訪問員の番号を記載した戸別訪問用の証票を携帯し、これを戸別訪問の相手方に提示しなければならないものとすること。

三 戸別訪問は、午後九時から翌日午前八時までの間はできないものとすること。

第二 公職の候補者等の寄附の禁止に関する事項（第二百四十九条の二関係）

公職の候補者等の選挙区内への寄附禁止に関し、現行では例外とされている

「公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に關し必要やむを得ない実費の補償」についても、これを禁止の対象に含めること。

第三 連座制の強化に関する事項（第二百五十二条の二関係）

一 公職の候補者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹が公職の候補者、総括主宰者、地域主宰者又は二に掲げる者と意思を通じて選挙運動を行い、その中で買収等の選挙犯罪を犯した者が禁錮以上の刑に処せられた場合は、執行猶予の言渡しがあった場合においても連座の適用があるものとすること。

二 新たに次の連座規定を設けること。
1. 公職の候補者にならうとする者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹が、

公職の候補者となるうとする者、又は2に掲げる者と意思を通じて選挙運動を行い、その中で買収等の選挙犯罪を犯した者が禁錮以上の刑に罰せられた場合は、執行猶予の有無にかかわらず連座制の適用があるものとすること。

2 公職の候補者又は公職の候補者となるうとする者（以下「公職の候補者等」という。）に使用される者で

公職の候補者等の政治活動を補佐する者が選挙犯罪を犯して禁錮以上の刑に処せられた場合は、執行猶予の有無にかかわらず連座制の適用があ

るものとする。

3 公職の候補者等の秘書の名称を使用する者及び秘書に類似する名称を使用する者（当該公職の候補者等が当該名称の使用を承諾し、又は容認している場合に限る。）は、2に掲

げる者と推定するものとすること。

4 公職の候補者等の常設の事務所に所属する者であることを示す名称を使用する者（当該公職の候補者等が当該名称の使用を承諾し、又は容認している場合に限る。）は、2に掲げる者と推定するものとすること。

三 連座制に係る地域主宰者の定義に

第五 その他

「選挙区の区域内の一の市町村（特別区を含む。）の区域を含む地域における選挙運動を主宰すべき者として公職の候補者又は総括主宰者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者」を追加すること。（なお、指定都市の区は市とみなして当該規定を適用することを政令で定めるものとする。）

四 連座裁判で有罪が確定した場合は、当該公職の候補者は次に掲げる期間、当該選挙に係る当該選挙区において候補者となり、又は公職の候補者であることができないものとすること。

1 参議院議員の選挙 七年間

2 その他の選挙 五年間

五 立候補制限の規定は、連座制の対象となる行為が「おとり又は寝返り」によるものであるときは適用しないものとすること。

第四 選挙権の年齢に関する事項（附則関係）

選挙権の行使に係る年齢の十八歳への引下げについて、この法律の施行状況、諸外国の選挙制度の実態、未成年者の保護に関する諸制度における年齢等を考慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

一 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとし、改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとすること。（附則関係）

二 経過措置その他所要の規定の整備を行うこと。



政党交付金の交付に関する法律案要綱

日本社会党

第一 総則に関する事項

一 目的（第一条関係）

この法律は、政党が議会制民主政治において重要な機能を果たすものであり、その健全な発達が国民の利益に資するものであることにかんがみ、選挙を通じて表された国民の意思を反映した政党に対する公的助成としての政党交付金の制度を創設することとし、これを実施するため必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続きを定めるとともに、その用途の報告その他必要な措置を講じ、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とすること。

二 基本理念等（第二条関係）

1 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、そ

の責任を自覚し、国民の信頼にもとることのないように使用しなければならないものとすること。

三 政党的定義（第三条関係）

1 この法律において「政党」とは、政治資金規正法第三条第一項に規定する政治団体のうち、次の各号のいずれかに当該するものをいうものとすること。

ア 総選挙又は選挙において当該政團体に所属する候補者であった衆議院議員又は参議院議員（以下「所属

するもの）とし、この法律にいう政党ではないものとすること。

四 政党交付金の交付（第四条関係）

国は、政党の自由な活動が議会制民主政治の発展にとって不可欠なものであることにかんがみ、政党交付金の交付を理由に、政党の行う政治活動及び

政党交付金の用途について、いかなる制限も加えてはならないものとすること。

五 政党的届出に関する事項（第五条関係）

1 政党交付金の交付を受けようとする政党は、総選挙又は通常選挙が行われた場合には、所定の日までに、次に掲げる事項等を自治大臣に届け出るものとするこ

と。

六 主たる事務所の所在地

1 代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた

議員」という。）を三人以上有するもの

1 所属議員を有するもので、直近において行われた総選挙又は通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙において当該政治団体の得票総数が当該選挙の有効投票の総数の一%以上であるもの。

場合にその職務を行ふべき者の氏名そ

の他の事項

4 所属議員の氏名、住所及び当該議員

が選出された選挙に関する事項

5 前回の総選挙、前回及び前々回の通

常選挙における比例代表選挙及び選挙

区選挙の当該政党のそれぞれの得票総

数

6 当該政党の綱領・規約その他これに

類する文書

一 政党は、届出事項等に異動があつた場

合には、当該異動に係る事項を届け出な

ければならないものとすること。

三 自治大臣は、政党交付金を受けようと

する政党から届出があった場合、これを

告示しなければならないものとすること。

第三 政党交付金の算定等に関する事項

一 毎年分の政党交付金の総額は一月一日

現在において算出するものとし、当該日

の直近の国勢調査人口に二五〇円を乗じ

て得た額を基準として予算で定めるもの

とすること。(第六条関係)

二 每年分として各政党に交付すべき政党

交付金の額は、政党交付金の総額に、次

に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額を合

計した額とし、毎年一月一日現在におい

て算定するものとすること。(第七条、

第八条関係)

1 前回の総選挙における当該政党の得

票率に二分の一を乗じて得た数

2 前回の通常選挙の比例代表選出議員

の選挙における当該政党の得票率に八

分の一を乗じて得た数

3 前々回の通常選挙の比例代表選出議員

の選挙における当該政党の得票率に八

分の一を乗じて得た数

4 前回の通常選挙の選挙区選出議員の

選挙における当該政党の得票率に八分

の一を乗じて得た数

5 前々回の通常選挙の選挙区選出議員

の選挙における当該政党の得票率に八

分の一を乗じて得た数

三 年の途中で総選挙又は通常選挙が行わ

れた場合の交付金の額の算定に係る規定

を設けること。(第八条関係)

四 政党交付金の交付を受けようとする政

党は自治大臣に対して請求書を提出する

ものとし、自治大臣は当該政党に係る政

党交付金の四月、七月、十月、十二月に

それぞれ四分の一ずつ支給すべきものと

すること。なお、請求書を提出しない政

党に対しては政党交付金を交付しないも

のとすること。(第十条関係)

五 当該年分の政党交付金を計上する予算

の成立が遅れた場合の特例措置は政令で

定めるものとすること。(第十一條関

係)

六 自治大臣は毎年、その年分として交付

した政党交付金の総額及び各政党に交付

らなければならないものとすること。(第十二条関係)

第四 政党交付金の使途の報告に関する事項

一 政党的会計責任者は、政党交付金に係

る収入及び支出を区分するため、会計帳

簿並びに当該書面を五年間保存しなけれ

ばならないものとすること。(第十四条

関係)

二 一件一万円を超える政党交付金によ

る支出に係る領収書等

三 政黨基金に係る残高証明等

二 政党交付金による交付金を受けた政党

の支部の会計責任者は、一に準じて、会

計帳簿に記載し、書面を徴し、これを保

存しなければならないものとすること。

(第十五条関係)

三 政党的会計責任者は、十二月三十一日

現在で、その年における次に掲げる事項

を記載した報告書に次に掲げる書面又は

文書を添付して、三月以内に(その間に

総選挙又は通常選挙の期間がかかる場合

は、四月以内)に自治大臣に提出しなけ

ればならないものとすること。(第十六

条、第十八条関係

1 報告書に記載すべき事項は次のとおりとすること。

ア 政党交付金については、その総額並びにその交付を受けた金額及び年

月日

イ 政党交付金による支出（政党基金を取り崩して充てたものを含む。）

について、その総額、自治省令で定める項目別の金額等

ウ 不動産、百万円を超える動産、有価証券、百万円を超える施設利用権の取得に係る支出並びに百万円を超える敷金の支払については、当該不動産等に係る所要の明細

エ 支部政党交付金の支出については、その支給を受けた支部の名称、支給の目的及び金額並びに支給の年月日等

オ 人件費その他の自治省令で定める経費以外の支出で、一件一万円を超えるものについては、その支出を受けた者の氏名及び住所、支出の目的、その金額並びに年月日等

2 報告書に添付すべき書面または文書は次のとおりとすること。

ア 一件一万円以上の支出に係る領収書等の写し（領収書を徵し難い事情

があるときは、その旨を記載した書面）

イ 政党基金に係る残高証明書等の写し

ア 政党の解散等に係る措置に関する事項

一 政党が解散し、若しくは目的の変更等により政治団体でなくなった場合等においては、政党の代表者であった者は、その翌日から起算して十五日以内に、その旨及び年月日並びに基因事実を届け出で、また政党の会計責任者であった者は政党交付金に係る支出の報告書を提出しなければならないものとすること。（第二十条、第二十七条関係）

二 政党が解散した場合等においては、その年分の政党交付金は交付しないものとすること。ただし、当該解散等の日の前に交付された政党交付金の額については、この限りでないものとすること。（第二十一条関係）

三 政党的合併又は分割が行われる場合にあっては、合併後存続する政党若しくは合併により新たに設立される政党又は分割により新たに設立される政党は、当該年ににおいて合併又は分割により解散した政党に交付すべき政党交付金の額から既交付額を控除した額の交付をうけるものとすること。この場合において、当該存続する政党又は新設された政党は、その

並びに支給報告書の総括文書を提出しなければならないものとすること。（第十一条関係）

五 政党がその年において政党交付金を受けて、また政党基金を有しない場合にあつても、当該政党の支部から支部報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等

五 支部政党交付金の支給を受けた政党の会計責任者は、十一月三十一日現在で、三に準じて記載された報告書に所定の書面又は文書を添付して、二月以内に、当該支部政党交付金を支給した政党（当該支部が当該政党の他の支部から交付金を受けたものである場合は当該支部）の会計責任者に提出し、併せて当該提出の日から七日以内に当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に支部報告書を提出しなければならないものとすること。（第十七条関係）

二 政黨が解散した場合等においては、その年分の政黨交付金は交付しないものとすること。ただし、当該解散等の日の前に交付された政黨交付金の額については、この限りでないものとすること。（第二十条、第二十七条関係）

三 政党的合併又は分割が行われる場合にあっては、合併後存続する政党若しくは合併により新たに設立される政党又は分割により新たに設立される政党は、当該年ににおいて合併又は分割により解散した政党に交付すべき政黨交付金の額から既交付額を控除した額の交付をうけるものとすること。この場合において、当該存続する政党又は新設された政党は、その

合併又は設立の日から十五日以内に所要の事項を自治大臣に届け出、併せて文書等を自治大臣に提出しなければならないものとすること。（第二十二条、第二十一条関係）

四　三の届出をした政党に係る政党交付金の額の算定については、合併後存続する政党若しくは合併により新たに設立された政党の得票総数は、合併により解散した政党の得票数を合わせたものとし、分割により新たに設立される政党の得票総数は分割により解散した政党の得票数を分割により新たに設立される政党の所属議員の比で分配した数とすること。（第三十二条関係）

第六　報告書等の公表に関する事項

一　自治大臣は、政党交付金に係る報告書及び併せて提出すべき文書等を受理したときは、その要旨を公表するものとすること。（第三十条関係）

二　自治大臣等は、政党の報告書及び提出文書等を要旨の公表の日から五年間保存するものとし、何人も当該報告書及び提出文書等の閲覧を請求することができるものとすること。（第三十一条関係）

第七　政党交付金の返還等に関する事項

一　自治大臣は、政党がこの法律に違反して政党交付金の交付の決定を受けたこと

第九　罰則に関する事項

を発見したときは、未交付額の交付を停止し又は既交付額の返還を命ずることができるものとすること。この場合当該政党は、返還すべき政党交付金の受領の日から納期日までの間、年十四・四%の加重金を国に納付すべきものとすること。

（第三十二条関係）

二　自治大臣は、政党がその年において政党交付金に未支出額を生じた場合は、当該未支出額の返還を命ずることができるものとすること。また、政党交付金から支部に支給した支部政党交付金に未支出額が生じた場合も同様とすること。（第三十二条関係）

三　自治大臣は、政党が報告書並びに併せて提出すべき文書等を提出しない場合は、当該報告書等の提出があるまでの間、政党交付金の全部又は一部の交付を停止することができるものとすること。（第三十三条関係）

第八　届出書類等の説明聴取等に関する事項

一　自治大臣は、提出された届出書類、報告書等に形式上の不備があり、又はこれらの記載が不十分な場合は、提出者に対し説明を求め、又は理由を示してその訂正を命ずることができるものとすること。（第三十一条関係）

二　この法律の施行の際、現に政党交付金を受けられる政党の届出に関する事項は、施行の日を届出基準日としてこの法律を

一　この法律に違反する行為について、所要の罰則を設けること。

二　この法律の罪を犯し刑に処せられた者は、次の基準により選挙権及び被選挙権を有しないものとすること。この場合において、裁判所は、情状により選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は期間を短縮する旨を宣告できるものとすること。（第四十七条関係）

1　禁錮以上の刑に処せられた者

その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

2　罰金の刑に処せられた者

その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けなくなるまでの間）

第十　その他

一　この法律は、一九九三年一月一日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

適用するものとすること。（附則第二条
関係）

三 政党交付金の総額については、この法

一九九二・一二・三

政治資金規正法の

一部を改正する法律案要綱

日本社会党

第一 総則に関する事項

一 目的の追加（第一条関係）

目的に「政治活動が法人その他の団体の資金に頼って行われることがないよう

にするため、法人その他の団体による政

治活動に関する寄附の禁止等の措置を講

第二 政治団体の届出等に関する事項

三 寄附の定義の改正（第四条関係）

個人が自ら労務を無償で提供することによる利益の供与を「寄附」の定義から除外すること。

第四 政治団体の資産の譲渡等に係る収支に関する事項

一 政治団体の次に掲げる資産の譲渡に係る収入及び取得に係る支出について、そ

の相手の氏名及び住所、当該譲渡又は取得の理由、当該金額及び年月日並びに当該資産の区分に応じて次に掲げる事項を会計帳簿及び収支報告書に記載しなければならないものとすること。（第九条、第十二条関係）

1 土地 所在、面積及び地目

2 建物 所在、床面積、用途及び構造

3 借地権 当該土地の所在、面積及び地目並びに当該土地の所有者の氏名及び住所

4 譲渡の価額が百万円を超える動産

品目及び数量

5 有価証券（証券取引法第二条第一項

体の届出を行わなければならないものとすること。（第六条の二関係）

第三 政党交付金に係る収支の分離に関する事項（第九条関係）

律の施行状況等を踏まえ、五年を経過した場合に見直すものとすること。（附則第四条関係）

第三 政党交付金に係る収支の分離に関する事項（第九条関係）

政党は、政党交付金の交付に関する法律（平成四年法律第二号）の規定による政党交付金に係る収入及び支出と、政党交付金以外の政治資金に係る収入及び支出を別の帳簿に記載しなければならないものとすること。

- 1 総選挙又は通常選挙において一%以上の得票を得た政治団体を新たに政党とすること。
- 2 衆議院議員又は参議院議員が五人以上所属するものとする政党の定義を、三人以上所属するものに改めること。

の届出等を所管すべき都道府県選挙管理委員会又は自治大臣に対し、政党團

及び第二項に規定する有価証券) 種類、銘柄及び数量並びに券面額の記載のあるものについてはその額

6 謾渡の価額が百万円を超える施設の

利用に関する権利 種類及び対象となる施設の名称

二 政治団体の借入金及び貸付金について
は、借入先又は貸付先、当該金額及び年
月日並びに当該借り入れ又は貸付けの利率、
期間その他の条件を会計帳簿及び収支報
告書に記載しなければならないものとす
ること。 (第九条、第十二条関係)

三 敷金については、その支払先、当該金
額及び年月日並びに不動産の種類及び所
在を会計帳簿に記載し、百万円を超える
ものについては、報告書に記載しなけれ
ばならないものとすること。 (第九条、
第十二条関係)

第五 指定団体に関する事項

一 特定公職の候補者がその政治資金を取
り扱わせる政治団体として指定できる政
治団体は一に限るものとし、その政治団
体の名称には当該特定公職の候補者の氏
名が表示されていなければならないもの
とすること。 (第十九条関係)

二 指定団体の届出をした特定公職の候補
者は、政治活動に関する寄附(選挙運動
に関するものを除く。以下同じ。)を受

けたときは、当該寄附を直ちに指定団体
に寄附しなければならないものとするこ
と。 (第十九条の三関係)

三 指定団体の届出をした特定公職の候補 者の政治活動(選挙運動を除く。)に関 する支出は、指定団体が支出するものと し、当該特定公職の候補者が支出しては ならないものとすること。ただし、指定 団体と意思を通じて行う支出は、この限 りでないものとすること。 (第十九条の 四関係)

四 指定団体は、指定団体に対する寄附
(届出をした特定公職の候補者が当該指
定団体に対してする寄附をいう。以下同
じ。)に係る収入及び支出と、それ以外
の政治資金に係る収入及び支出を区別し
て別の帳簿に記載し、それぞれ収支報告
を行ふものとすること。 (第九条、第十
九条の五、第十九条の六関係)

三 指定団体の届出をしていない特定公職
の候補者は、政治資金勘定以外からその
政治活動(選挙運動を除く。)に係る支
出をしてはならず、又、政治資金勘定の
収入に係る金額等を政治活動(選挙運動
を含む。)以外に支出してはならないも
のとすること。 (第十九条の九関係)

四 政治資金勘定に係る会計帳簿への記載
に係る違反、収支報告書に係る違反に対
して罰則を設けること。 (第二十四条、
第二十五条関係)

五 政治資金勘定の創設に伴い、保有金制
度を廃止するものとすること。

第六 政治資金勘定に関する事項
一 指定団体の届出をしていない特定公職
の候補者は、政治資金に係る勘定(以下

「政治資金勘定」という。)を設け、そ
の政治資金を他の資金と区別して経理し
なければならないものとすること。 (第
十九条の九関係)

二 指定団体の届出をしていない特定公職
の候補者は、政治活動に関する寄附とし
て受けた金額等及び政治活動(選挙運動
を除く。)に関する支出に充てるために
繰り入れた金額等をその収入とし、政治
活動に要する経費をその支出として、所
要の事項を会計帳簿に記載し、収支報告
を行わなければならないものとすること。
(第十九条の九、第十九条の十、第十九
条の十一関係)

三 指定団体の届出をしていない特定公職
の候補者は、政治資金勘定以外からその
政治活動(選挙運動を除く。)に係る支
出をしてはならず、又、政治資金勘定の
収入に係る金額等を政治活動(選挙運動
を含む。)以外に支出してはならないも
のとすること。 (第十九条の九関係)

四 政治資金勘定に係る会計帳簿への記載
に係る違反、収支報告書に係る違反に対
して罰則を設けること。 (第二十四条、
第二十五条関係)

一 法人その他の団体（政治団体を除く。）

は、政治活動に関する寄附をしてはならないものとするとともに、自己以外の者がする政治活動に関する寄附又は政治団体に対する党費又は会費の支払に関与してはならないものとすること。（第二十条関係）

二 同一の者からの寄附の公開基準を一律に年間一万円超とすること。（第十二条、第十九条の六、第十九条の十一関係）

三 個人によりされる政治活動に関する寄附は、政党、政治資金団体その他の政治団体及び公職の候補者に対するものをして年間二千万円とすること。（第二十二条の一、附則第十四条関係）

四 政治活動に関する寄附は、金銭、手形、小切手、郵便為替証書及び郵便切手以外のものでしてはならないものとすること。（第二十二条の四関係）

第八 政治資金規正法違反による公的権の停止に関する事項（第二十八条関係）

政治資金規正法の罪を犯し刑に処せられた者は、次の基準により選挙権及び被選挙権を有しないものとすること。この場合においては、裁判所は、情状により、選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は期間を短縮する旨を宣告できるも

のこと。

1 禁錮の刑に処せられた者 その裁判が確定した日から刑の執行が終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

2 罰金の刑に処せられた者 その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けなくなるまでの間）

第九 所得税の寄附金控除に関する事項
個人によりされる政治活動に関する寄附に対する租税特別措置法の適用は、政党及び政治資金団体並びに指定団体に対するものに限るものとすること。（租税特別措置法第四十一条の十六関係）

第十 その他

一 この法律は、政党交付金に関する法律の施行の日から施行するものとすること。
二 その他所要の規定の整備を図ること。

政治改革の柱

—— 分権化を進めるために ——

日本社会党中央執行委員長
田辺 誠

一、佐川疑惑事件を契機に、全国四十餘の都道府県議会をはじめ、千有余にのぼる自治体議会で、意見書や決議が採決され、政治の浄化と改革をもとめる国民の声が表明された。このことは、いきいきとした自治体改革への取り組みは、単に中央政治だけで

なく、自治体政治をも視野に入れたものでなければならぬ。

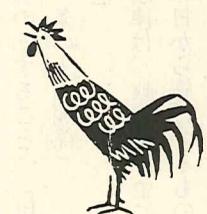
一、そのためにはまず、佐川疑惑の徹底究明を通じて、政治腐敗の構造にメスを入れ、再発防止のために、罰則を強化した腐敗防止策を確立することが必要である。そして、より重要なことは民主主義を基本に政治の改革・刷新をめざす政治勢力を総結集し、政権交代可能な基盤をつくり、政治に緊張関係を創りだすことにならぬべきである。

さらには政治の抜本改革の目標の一つとして、分権型の政治・社会・国家の構想と実施シナリオを提起しなければならない時を迎えていると思う。この課題は「新宣言」改革、すなわち政権戦略と政治目標を示す「九三年宣言」（仮称）のなかで、日本の将来像として鮮明にしたい。

一、わが国の政治は、世界にも類を見ないほど、中央集権型の官僚政治の実態にある。これを参加・分権の政治システムに変えることは、政治改革の重要な柱である。もちろん、分権化問題はこの間、自治団体はじめ各方面で多彩な論議が積み上げられてきた。昨年夏の行革審第三次答申でも、一つの構想が示されたが、各省庁の圧力で骨抜きにされている。パイロット自治体（地方分権特例制度）の答申も換骨奪胎され、あげく、棚上げされたままである。これら

の論議の出発点と成果は自治・分権の実現に向かう契機をなすものであり、わが党は今後の政策作業の際、これらの提言にも留意しておきたい。

一、今日、中央集権型の政治構造は許認可権、補助金、税制、交付金、起債権限、機関委任事務などのひろい分野で深く根を張っている。しかも、それは産業社会のニーズに合わせて形づくられ、運用されてきた。その結果、中央圏と地方圏との格差、一極集中の弊害などが進み、その過程で政・財・官の癪着による政治腐敗の温床がつくられた。リクルート、佐川汚職はその象徴であり、この腐敗の根源を断ち、改革するには自治と市民参加の原則に立つ分権政治の推進が不可欠である。



以上

を踏まえて、私は、国民的視野から国会が分権問題に積極的に取り組んでいる決意と姿勢を示すためにも、「分権推進の国会決議」を採択することを新たに提唱したい。これには中央の権限と権力の制限・自治体への移譲などの原則を盛り込み、国民合意の国是として、市民参加のもとで実施、推進することが大切である。これは超党派の協力を必要とする課題であり、政治改革論議の中で、与野党各会派に呼びかけてその実現に努めたい。

一、分権政治が進展しない最大の理由は中央省庁と、中央政治とが、野党や民間のすぐれた提言をも無視し、かつ地方・地域の自治体の自主的な分権への嘗みにきわめて消極的であった点にある。従って、現在の中央政治・議会政治の危機を開拓し、再生と活性化を図るには、自らの権限を自治体へ大胆に移譲すること、中央権力の制限と縮小・廃止などを計画的に推進することが必要である。シャドーキャビネットはさる七月、「地方分権推進法」の制定を提唱し、現在、その法案化作業を進めている。これ

議院における証人の宣誓及び証言等 に関する法律の一部を改正する法律

一九九二・一一・一七

一九九二・一一・一四

理由

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の三を削り、第五条の四を第五条の三とする。

付 則
この法律は、公布の日から施行する。
「捺印」を「押印」に改め、同項に後段として次のように加える。

証人が宣誓書を朗読し、又はこれに署名押印することができないときは、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長（派遣議員等を派遣して証言を求めるときは、派遣議員等の一人）が、証人に代わって朗読し、又は署名押印することができない事由を付記して署名するものとする。

第五条の三を削り、第五条の四を第五条の三とする。

〔衆議院〕

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「且つ」を「かつ、」に、

「捺印」を「押印」に改め、同項に後段として次のように加える。

付 則

この法律は、公布の日から施行する。

委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可できるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五条の三を削り、第五条の四を第五条の三とする。

理由

委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可できるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一九九二・一一月

佐川問題調査団報告書

三 調査の経過

調査方法については、党の共和佐川問題等政治腐敗調査特別委員会で確認された「調査要綱」の質問項目を群馬県本部を通じてあらかじめ調査先に通知、その回答を受けた後追加・補充質問を行うという形式で行った。

①高崎市役所

佐々木宏助役ほか関係部署の部課長が調査に応じた。問題のターミナル施設に関する諸事項は次の通り。

受付 昭和五六年八月二九日

前橋市総社町一一八一四

(株)東群運送(代)原国男

確認年月日 昭和五六六年十月十五日

申請地 萩原町十四他(敷地面積

一〇一二二坪)

用途 配送センター、有蓋車庫、事務所

社高崎営業所で

構造 鉄骨三階建

工事完了 昭和五七年三月一九日

西野康雄(参議院議員)

西田忠治(群馬県本部副委員長)

式会社本社で調べた。

(株)東群運送が旧道路運送法による路線事業

陸運支局で調査

一五時四〇~一六時三〇 群馬県庁で調査

一六時三五~一七時〇五 記者会見(群馬

県庁記者クラブ)

社会党佐川ターミナル群馬調査団報告書

一 調査団の構成

团长 角田義一(参議院議員・党共和

佐川問題等政治腐敗調査特別

委員会事務局次長)

事務局長 仙谷由人(衆議院議員・党共和

佐川問題等政治腐敗調査特別

委員会事務局次長)

団員 細川律夫(衆議院議員・運輸部

会)

西野康雄(参議院議員)

西田忠治(群馬県本部副委員長)

地元自治体議員、県本部書記、

その他

一四時四五~一五時二五 関東運輸局群馬

査

西野康雄(参議院議員)

西田忠治(群馬県本部副委員長)

式会社本社で調べた。

その他

西野康雄(参議院議員)

西田忠治(群馬県本部副委員長)

式会社本社で調べた。

者であるため、都市計画法二九条の開発許可是不要である。従つて上記の記載は確認申請に関わる部分である。市当局は平成四年八月二十四日に群馬県より是正指導依頼を受ける（都市計画法四十三条違反）。同年八月三一日、群馬佐川急便には正計画書を提出するよう指示、九月一〇日再度是正計画書を提出するよう催促。その際、群馬佐川急便より本社営業所の移転については既に陸運支局に許可を受けた旨の回答あり（許可年月日は平成四年八月二十四日）。これは群馬佐川急便が既に移転を完了したことを意味する。また、ターミナルの壁面に書いてあつた看板等は消して壁面を塗り替えたとの回答があつた。

三、補充・追加質問とその回答は以下のとおり。

一市としては、今回の違反事実をいつ知ったか。

「県の方より指導是正依頼があつて初めて知つた。この種の権限（都市計画法に関する開発許可等）は、昭和五九年四月一日に県より移譲されたものでそれ以前の例に関しては把握し切れていないのが現状だ。」

一権限云々の問題ではない。事実、建築確認については市自ら行つてゐるではないか。

「建築確認・完了検査の際には違反が無かつたと承知している。」

一壁面の看板等の塗り替えとはどういうこ

とか。

「わからない。」「わからぬ。」

「ターミナル壁面の看板に群馬佐川急便本社の表示があつたので塗り替えを指導した。」

「こここのターミナルで営業を開始したのはいつか。」

「ターミナルの建設完了が、昭和五七年三月中旬ごろだった。その月のうちに移転を完了していたと思う。」

「御社の営業車両数は何台か。佐川は何台だったか。」

「二台である。佐川については詳しいことは知らないがおよそ一〇〇台くらいだったと思う。」

②東群運送株式会社高崎営業所 原栄一氏（常務取締役・営業部長）、三浦喜一氏（高崎営業所責任者）他数人が調査に応じた。詳しいことは一切知らないとの発言を受け、すぐさま一門一答に切り替える。

「別会社の事なのでせんせん知らなかつた。」「佐川急便とはどういう関係か。業務委託関係はあるのか。」

「詳しいことは承知していないが業務委託関係はあつたはずだ。路線業者であるわが社が（区域外から）荷物をターミナルに運び込み、佐川急便が区域配達するということだ。当然、その逆もある。（佐川急便が区域内で集荷、東群運送が区域外へ運びだす）」

「業務委託関係書類の原本あるいは写しを見せてもらえないか。」

「業務委託関係はある。申し訳ないが、今回のは正措置（移転）によつて関係書類が散逸していく希望には答えられない。」

「本社（前橋）の方で保管していると思うが、見せることは勘弁して欲しい。」

「御社と佐川急便は資本で提携関係がある

数は何人か。ここ（本社）では何人働いているか。

「従業員数は一三三三名、うち本社では一五名程が（事務部門として）働いている。残りは、本社営業所（こことは別の場所）で運転業務に従事している。営業台数は、およそ〇〇台と承知している。」

「問題のトラックターミナルで、御社が営業を開始したのはいつか。」

「詳しいことは覚えていないが、昭和五七年三月の末か、四月の初めだったと思う。」

④関東運輸局群馬陸運支局

一・葛西保運送課長が対応、以下答弁概要。

「問題のトラックターミナルで営業したい旨の事変認可（事業変更認可）の申請があつたのは、東群運送・群馬佐川急便共に昭和五八年七月一八日。審査の結果認可を与えた日（認可日）は、群馬佐川急便については同月三〇日、東群運送については昭和五九年三月一七日である。東群運送に対する認可に時間がかかったのは、同社が路線免許業者であったためである。問題のトラックターミナルが、市街化調整区域内にあることはしらなかつた。

今回の佐川急便に対しても、平成四年八月二十四日に移転の許可を与えていた（是正している）。

今度の佐川急便の都市計画法違反の件については、非常に遺憾と思っている。今後は都市計画法上のチェックを関係部局（開発部局）

との連絡を密にとって厳しく対処していきたい。」

二・補充・追加質問と答弁は以下の通り。

「トラックターミナルの所在地が市街化調整区域内であることにどうして気付かなかつたのか。具体的には認可に当たってどのような調査をするのか。」

「現地に行くことは無い。添付された写真で判断することもあるが、書類上の体裁が整つていれば原則は認可する。書類に記されている住所が、市街化調整区域か否かわからないうといふのが現実だった。」

「申請時の両社の営業台数は。」

「東群運送については一台。群馬佐川急便については五二台であった。」

「申請書には佐川急便がトラックターミナルを使用する際に東群運送と交わした契約書が添付されていたはずだが、その内容は。」

「貸方は東群運送、借方は群馬佐川急便でターミナルの賃貸契約を内容とする契約書が添付されていた。契約の日付は昭和五八年五月一日である。」

「申請の前または申請書類の審査中に営業を行っていた場合は貨物自動車運送事業法違反にあたると考えるがどうか。」

「当然そうなる。」

「東群運送も群馬佐川急便も、共に昭和五七年三、四月ごろから営業していたと本日の

調査で答えている。事実とすれば無認可営業ではないか。」

「認可以前に営業していたという事実は知らない。」

「事実関係を調査して結果を報告していただけるか。」

「関東運輸局と相談して後日報告する。」

⑤群馬県庁

一・高山満土木部副部長が対応した、以下県側の回答概要。

「東群運送のターミナル建設に関する書類関係は保存期間（三年間）を超えてるので記憶で答えるしかない。建築確認に関しての権限は当時から高崎市に移譲していた。昭和五七年か五八年頃、トラックターミナルの壁面の佐川急便に関する看板撤去を指導した覚えがある（文書は残っていない）。今回の是正は高崎市を通じて行った。」

二・追加・補充質問及び答弁概要

「今回の是正においても壁面の看板が問題となつて（是正後）撤去されたが、屋上等の看板は依然として残されたまま佐川急便のトラックターミナルのような印象を与えるが。」

「屋上等の看板は佐川急便グループの看板であり、群馬佐川急便のものではない。従つて通常一般の広告とみなしている（是正対称にはならない）。」

「昭和五七年か五八年頃に壁面の看板（群

馬佐川急便) の撤去を指導したということは、群馬佐川急便が区域業者でターミナルにてはいけない業者すなわち都市計画法違反を犯していた事を県が認識していた証拠ではないか。

「東群運送の営業所であるターミナルの壁面に群馬佐川急便の本社というような看板があつたので指導したのであり、実際（佐川急便が）営業しているとは思わなかつた。」

四・調査まとめ

今回の調査の目的は、違反行為そのものの実態把握およびその背景、都市計画法違反を群馬佐川急便が意図的に行つていたかどうかである。

違反行為そのものに関しては、関東運輸局群馬陸運支局が群馬佐川急便の事業計画変更認可の申請時（昭和五八年七月一八日付申請↓同年同月三〇日認可）に都市計画法違反について見落としたということである。この点に関しては開発部局（群馬県および高崎市）も群馬陸運支局も認めていた（事前打合せの可能性を強く感じた）。

しかしながら、その背景となると事情が複雑である。都市計画法二九条の開発許可による建築物が、定められた用途以外の使用がなされた場合には、使用者自らの届け出を待つよりチェックのしようがないのが実態で

あった（開発部局の調査より）。また事業計画変更申請時のチェックも書類審査のみで、申請された住所が市街化調整区域であるか否かの判断がないのが普通であった（陸運支局調査）。すなわちシステムとして行政のチェック機能が欠如していたのである（この点は建設・運輸両省の通達等では止）。

問題は群馬佐川急便が、この行政の隙間とも言つべき点を意図的に突いて脱法行為を行つたのかどうかである。今回の東群運送・群馬佐川急便の調査からは、この点を立証するような証拠はつかめなかつた。ただし東群運送の経営規模（営業車二台）を考慮するなら問題のトラックターミナルの規模があまりにも大きく、群馬佐川急便の営業展開（五二台↓一〇三台）等をあわせ考えると、東群運送が群馬佐川急便のダメー（ターミナル建設の申請人・名義貸し人）であった可能性は著しく高い。

今回の是正後もトラックターミナル屋上広告類には依然として佐川急便の表示が残されたままで、普通の人には佐川のトラックターミナルの印象を与える。現在是正によって群馬佐川急便は問題のトラックターミナルから退去しているが、一定期間の後なんらかの法的手段（東群運送との合併、特別積合せの資格取得等）を講じて再び問題のトラックターミナル使用を再開する可能性が高い。



また、東群運送・群馬佐川急便は、遅くても昭和五七年四月から問題のトラックターミナルで営業していた旨答えていた。これは陸運支局が事業計画変更認可をした日（東群運送↓昭和五九年三月一七日、群馬佐川急便↓昭和五八年七月三〇日）の遙か以前であり、両社の証言が事実とするとまさに無認可営業を行つていた事になる。この点に関しては調査団は陸運支局にたいして事実関係の調査と厳正な対処を要求してきた。

以上、今回の調査に関しての簡単な報告および疑問点の指摘を記してきたが、今後の行政の行動等を考慮しなければ、真に再発防止のシステムが確立されたか否かの判断は下せない。また、今後の調査に委ねられる項目も多く（土地の所有関係・トラックターミナルの建設資金の流れ他）、地元県本部および関係自治体議員の協力を必要とする。

社会党佐川ターミナル青森調査団報告書

一・調査団の構成

團長 角田義一（参院議員・党共和佐川問題等政治腐敗調査特別委員会事務局長）

副團長 山内弘（衆院議員・青森二区）
事務局長 三上隆雄（参院議員・青森選舉区）

團員 緒方克陽（衆院議員）
会田長栄（参院議員）

太脇雅子（参院議員）

随行 福岡礼次郎（党県本部副委員長）

今村修（党県本部書記長）
佐々木清友（弘前市議会議員）
その他

事務局 志賀敬（党本部政策審議会事務局員）

（参考）

二・日程

一九九二年一〇月八日（木）
九時四〇

弘前市議会控室
で調査団打合せ

一〇時〇〇～一〇時四〇 弘前市役所で調査

（参考）
當業所に関する調査の経緯について、概要が説明された。以下は市の説明の概要である。
—「調査を開始したのは、今年四月四日に県の建築住宅課開発指導係から、「都市計画違反の疑いがもたれているため、当該當業所

三・調査の経過

調査は、党の特別委員会で確認された「調査要綱」の質問項目を調査先に事前に送つておき、まずそれに対する回答を受け、その後で追加質問を行うというやり方で統一した。

①弘前市役所

助役をはじめ都市計画部長、同課長など関係者が列席した。

當業所に関する調査の経緯について、概要が説明された。以下は市の説明の概要である。
—「調査を開始したのは、今年四月四日に県の建築住宅課開発指導係から、「都市計画

違反の疑いがもたれているため、当該當業所

を調査し、建築確認概要書を送付してもらいたい。」との問い合わせがきっかけであった。早速、ファックスで県に要請書を送付し、翌日、佐川の弘前當業所に電話で問い合わせたところ、「何のことか事情がわからない。青森當業所に問い合わせる。」とのことであった。

その経過を県に連絡。九月十八日には、参議院の決算委員会で、運輸省が佐川急便の都市計画法違反が全国で一〇カ所確認されていると答弁。その中に弘前當業所も含まれていることを知った。翌一九日には、東奥日報などにその趣旨の記事が掲載された。九月二十五日には、當業所移転のため黒石市に一九四〇坪の土地を契約したことが明らかにされた。當業所からは、来春移転すると説明を受けていた。

以上の経過説明の後で、開発行為に対する許可はすべて県が行い、市は開発確認申請の窓口にすぎないと前置きがあり、事前の質問に対する回答があった。

—「①都市計画法二九条の開発申請を行った事業者は、日本貨物急送である。同社は、当時の路線免許業者（現在の特別積合せ貨物運送業者）であるため、開発許可是要らず、確認申請だけが行われている。②都市計画法施行規則第六〇条の証明書は県がもっているのではないか。市では保存期限（三年）が過ぎているためもっていない。③現地調査のう

えで一九八〇年一二月に建築確認を行つてい
る。八一年一月に確認書を交付。八一年一二
月に増築の確認申請があり、調査済証を交付
している。④都市計画法第四三条（用途変更）
違反が行われていたことは残念。業者も知ら
なかつたといつてはいる。⑤再発防止について
は、県や陸運局と連絡を密にし、指導強化し
ていきたい。

以上の回答を受けて、質問を行つた。

「市はなぜ違反を知らなかつたのか、登記
簿では東北佐川の所有となつていてるのに気が
つかなかつたのか。」

「建築のみの確認申請で、県からの電話連
絡があるまでは佐川の営業所があることさえ
知らなかつた。看板がある日突然出ていた。
施行規則六〇条の証明書の添付が、すべての
建築確認の際必要かといえ、必ずしもそ
ではない。便宜上必要ない場合がある。土地
登記は建築申請の際の必要書類ではない。」

「営業の実態はどうなつてゐるのか。」

「日本貨物急送の営業所の実態はないが、
路線業務については、佐川からの委託といふ
ことで営業しているのではないか。日本貨物
急送の営業所廃止も、佐川営業所開設も知ら
なかつた。」

②青森佐川急便弘前営業所

営業所の現地では、青森営業所の総務課長、
弘前営業所長などが立ち会い、説明を行つた。

「営業所は佐川と日本貨物急送の共用と
なつてゐる。八一年八月一〇日に営業所の認
可を受けてから看板を出した。日本貨物急送
が新築・増築を行つた。」

以上の簡単な説明の後で、質問した。

「八一年以前には弘前に営業所はなかつた
のか。」

「弘前営業所は、八一年がはじめて。」

「都市計画法違反でも営業を継続してゐる
のか。労働条件はどうか。」

「営業は継続してゐる。労働条件は改善さ
れてはいる。」

「日本貨物急送と一緒に移転するのか。」

「黒石市移転は独自に行つた。日本貨物急送
は移転しない。」

「日本貨物急送は営業してゐるのか。
「大型車三台、集配車一台で営業してゐる。」

「佐川はどの程度の営業実態だったのか。」

「はじめは大型車一二、三台だった。」

「設備等の共用に関する契約書等はあるの
か。あるなら提出してもらいたい。」

「いつ契約したのかわからぬが、賃貸契
約書はあると思う。東北佐川と青森佐川の契
約で間違いないのではないか。」

「日本貨物急送の営業所は廃止されてゐる
のではないか。同社の運行係など常勤者はい
ものがないことをはじめて認識した。それま
では知らなかつた。関係者から聞いたところ

貨物急送の営業所の廃止届けは取り下げられ
たのではないか。」

③東北運輸局青森陸運支局

高橋支局長はじめ担当者が対応した。事前
の質問に対して、次のような説明がなされた。

「①当該施設は、日本貨物急送と青森佐
川によって共同使用されている。日本貨物急
送は、七〇年に弘前の他の場所で営業認可を
受けており、八一年二月一六日に当該場所で
の営業が認可されている。青森佐川は、八一
年八月一〇日に、共用の認可を受けている。

②都市計画法関係のチェックが甘かつたこと
は、充分に反省している。③市に書面で紹介
するなどチェック体制を整備したので、今後
再発することはないと認識している。

④違反はいつわかったのか。

「県や建設省の調査があり、運輸局から指
摘を受けてからのこととで、弘前営業所の違反
がわかつたのは、今年の四月頃から。」

「佐川に甘かつたのではないか。」

「そのような事実はない。」

「営業所の実態をどう認識しているのか。
「今年の九月二五日、佐川から黒石市への
移転の話があつたとき、はじめて現地を見に
行つた。そのとき日本貨物急送の営業所的な
ものがいことをはじめて認識した。それま
では知らなかつた。関係者から聞いたところ

19

では、昨年の九月頃から日本貨物の人がいなかつた。車は青森においてあるとのこと。日本貨物の営業所の認可は取り消していない。実態的には営業所ではなく、荷扱い程度で不適切であるといえる。」

「東北佐川は営業許可はあるのか。」
「東北佐川は青森県内に、路線免許も区域免許もない。」
「登記簿をみれば、日本貨物急便の認可か

一八二年八月一〇日に設備の共用の認可を行つたというが、賃貸契約書などが添付されなければ認可できないはずだが、添付書類を提出してもらえないか。

「賃貸契約などがなければ、確かに不備である。保存期限の問題もあるが、書類は探しで後日提出するようにしたい。」

「道路運送法上、営業所の実態がなくなつて
いるのは問題。」
——佐川は黒石市に移つても、路線業者と共に
用することになるのか。
「移転の話が出て いるだけで、認可は済ん
でおらず、どう いうことになるのかわからな
い。」

それを受け、次のようなやりとりがあった。
——佐川の都市計画法違反を知ったのはいつ
か。経過を説明してもらいたい。

——土地、建物が東北佐川の所有であることを知っていたか。

「つい最近知った。法律上は、運輸局に所
有権登記を提出する必要はない。」

—所有権が移っていたら、日本貨物との契約自体成り立たなくなるのではないか。これ

は大問題だ。登記簿では、建築物が東北佐川に移った原因是、「真正な登記名義の回復

ということになつており、最初から東北佐川の所有ということになつてゐるが。

「今のところ認知していない。貨物事業法第一五条に共用認可の規定がある。」

上佐川の増車認可の実態はどうなっているのか。

「一三台から一二五台まで増えている。実態は調査せずに書類で認可している。」

県議会開会中ということで、青森市内の国際ホテルで県の土木部関係者に事情を伺った。まず事前の質問事項については、以下の説明があつた。

——〔①〕開発行為の許可は必要でないため、都市計画法第二十九条に該当する開発申請者はいない。また、同法施行規則第六〇条による開発業者が提出する証明書等は、九年以上も前の書類であるため、保存義務がない。②開発許可日等は不明。③日本貨物急送は当時の

地は三ヵ所あつたが、うち一つは市街化調整区域にあつた。九月二十五日に黒石市への移転計画が決定され、仮契約されたようだ。九三年五月頃までに建築を完了し、移転するよう指導している。

——都市計画法違反は、是正指導で済ませら
れるのか。

「通常是止指導を行い、それに従わない場合、罰金等を科すことになる。」

路線業者であつたため、許可是不要であり、したがつて現地確認も行われていないと思う。いずれにしても、建築確認については弘前市

を知らなかつたのか。

「日本貨物急送についても、もともと確認申請だけで、許可が不要であるため、共用認可が行われたこと以外知らない。」

「国から指摘されるまで全く知らなかつたのか。

「佐川の弘前営業所を調査し、報告するようとの指示文書が届くまでわからなかつた。」

「青森佐川の営業所等の所在はどうなつてゐるのか。

「青森市に本社、物流サービス営業所がある。その他、弘前、むつ、五所川原、八戸、野辺地に営業所がある。」

「東北佐川が土地、建物を所有している。実際の開発行為も同社が行つていたのではないか。」

「土地等の所有関係については知らない。運輸行政と建設行政、国と県、市などとの連絡調整に不備があつた。」

四、調査のまとめ

現地調査の結果、日本貨物急送という当時の路線業者は、市街化調整区域内に青森佐川が営業所を設けるための、ダミーとして使われた疑いが一層強くなつた。

これは青森県本部の事前の調査すでに明らかになつていてあるが、弘前営業所の土地、建築物のすべてが、東北佐川急便

(青森佐川の大株主)の名義だつた。建築物

については、一九八〇年一二月の増築の際も、

八二年一二月の増築のときも、路線(現在の

特別積合せ貨物運送)業者である日本貨物急

送の名義で、建築確認されているのであるが、

八三年一月には「真正な登記名義の回復」と

の原因で、東北佐川に名義が移されている。

つまり登記簿によれば、建築物についても當初から東北佐川の所有だつたということであ

る。これでは陸運支局が認可した設備共用の

協定自体が成立しないことになる。佐川の関

係者の答えでも明らかなように、共用の契約

は東北佐川と青森佐川の間に結ばれている公

算が強い。日本貨物急送は当初から、市街化

調整区域に佐川急便が営業所を構えるための、

名目的な存在だつたことは明らかといえよう。

陸運支局では、日本貨物急送の同地での営

業を認可したのが八一年二月、その後青森佐

川の設備共用を認可し、営業所開設を認めた

のが八二年八月であり、その際、都市計画法

上のチェック(区域業者である青森佐川の場合、市街化調整区域を開発するには用途変更の許可が必要)が不充分であつたことは認め

ていた。しかし都市計画法上の問題だけでは

なく、設備共用の認可自体に問題があるとの

調査団の指摘に対しては、後日調査し、資料

提出するとのことであつた。

佐川の営業所を視察・調査に出向いたのは、

黒石市移転の計画が明らかになつた今年九月二五日で、それまでは一切現地調査をしたこ

とがなく、そこではじめて日本貨物急送の営

業所の実態がないことも認知したこと。

今回調査団の弘前営業所の簡単な視察・調査

でさえ、日本貨物急送はトラック三台程度の

荷扱いで、人を常置せず、青森佐川営業所で

しかない実態は一目瞭然のことであつた。こ

うした実態は、現地に出向けばすぐに分かる

ことであるにもかかわらず、陸運支局に限ら

ず、市や県の開発部局でも、今年に入つて国

会で佐川の営業実態が問題にされ、運輸省、

建設省から指示が出るまではそれを一切怠つ

てきている。行政の怠慢、そうでなければ体

制の根本的な不備を指摘しなければならない。

今回のようなあからさまな法違反の実態をみ

せつけられると、行政と佐川との間に、癒着

といわれるような関係があつたのではないか

という疑惑も、あながち否定できなくなる。

また、県の土木部の担当者は、開発申請に

ついては市の担当とし、一方市の方では、県

から指摘を受けるまでわからなかつたと説明

していた。双方が責任転嫁を行つてゐるよう

な印象を拭いえなかつた。建設省の通達等も

出されており、今後はチェック体制を強化す

ることであつたが、そうした行政の無責任

体制が野放図な法違反を見逃してきた一因であることを厳しく反省することがないと、

いくらチェック体制を強化しても、今後も似たような事態が起らぬともかぎらない。行政の対応を厳しく監視し、追及していく必

要がある。付言すれば、弘前営業所の場合は、未だに違法状態が続いているのである。

があった。

社会党佐川ターミナル愛媛調査団報告書

一・調査団の構成

団長 藤田高敏（衆議院議員・日本社

会党愛媛県本部委員長）

事務局長 宇都宮真由美（衆議院議員）
団員 三野優美（衆議院議員）

田中恒利（衆議院議員）

谷村啓介（衆議院議員）

北村哲男（参議院議員）

喜岡淳（参議院議員）

西岡瑠璃子（参議院議員）

随行

梅崎雪男（愛媛県本部書記長）、

その他

事務局 千葉謙（党本部政策審議会事務局員）

二・日程

一九九二年一〇月八日（木）
一一〇時三〇 愛媛県本部で打

三・調査の経過

調査方法については、党の共和・佐川問題等政治腐敗調査特別委員会で確認された「調査要綱」の質問項目を群馬県本部を通じてあらかじめ調査先に通知、その回答を受けた後追加、補充質問を行うという形式で行った。

(1) 松山市役所
一一二宮孝幸助役、竹田晃敏都市整備部長が調査に応じた。初めに市から以下の様な説明

合せ
一一時〇〇～一二時〇〇 松山市役所で調査

一二時〇〇～一三時〇〇 昼食

一三時二〇～一四時二〇 有限会社松山佐

川急便で調査

一四時三〇～一五時三〇 四国運輸局愛媛

陸運支局で調査

一六時〇〇～一六時三〇 （愛媛県庁記者

クラブ）

喜岡淳（参議院議員）

西岡瑠璃子（参議院議員）

梅崎雪男（愛媛県本部書記長）、

その他

事務局 千葉謙（党本部政策審議会事務局員）

① 現在、有限会社松山佐川急便が、四国運輸局の一般区域貨物自動車運送事業の許可を得て、松山市南高井町（市街化調整区域）において業務を行っているが、当該地区では一般貨物自動車運送事業の施設は、都市計画法上立地（開発許可）できず、都市計画法違反である（四三条）。

② 松山市は（有）松山佐川急便に対し九月七日に、「市街化区域、既存宅地あるいは都市計画区域外のいずれかの地区に移転する」という是正指導を行った。

③ （有）松山佐川急便より、「都市計画法に抵触しない立地条件の備わった区域に、移転確保を目途に全力を傾注する」という回答をもらっている。

④ 昭和五六年五月一五日に（有）松山佐川急便より松山市に対し「高松陸運局への事業計画変更認可申請のため、南高井町一七三一四（三、五〇五、三）四国運輸（株）松山営業所の土地建物の一部を（有）松山佐川急便が借地し、営業することについて」の証明願が提出され、同日、市長名で証明出来ない旨証明した。

⑤ 昭和五六年七月二三日に再度、（有）松山佐川急便より松山市に対し「一般路線貨物自動車運送事業者・四国運輸（株）が南高井町一七五一において従来より使用している施

設の一部を賃貸借契約により、(有)松山佐川

急便が一般区域貨物自動車運送事業の用に供する施設として使用することについて、「支障なき旨」の証明願が提出された。同日、市長名で証明した。

二、補充・追加質問とその回答は以下のとおり。

一、問題のトラックターミナルの建設に関する開発許可関係を教えて欲しい。

「四国運輸(株)は路線業者にあたるので都市計画法二九条の開発許可は不要である(これに関する許可是市は出していない)。」

一、昭和五六年七月二三日に市が(有)松山佐川急便に与えた証明書は都市計画法四三条の用途変更許可願いに当たるものか。

「用途変更許可に関する証明には定められた書式がある。この証明書に関してはそのような書式をとっていない。」

一、それではこの証明書は一体何を証明するもののか。

「都市計画法上の証明になるものではないと理解している。」

一、同様な証明願(昭五六、五、一五)を拒否しておきながらこの証明願(昭五六、七、二三)を出したのは何故か。

「初めての証明願を拒否した理由は都市計画法上のものではなく、陸運局関係と判断したからだ。後の証明願に関しては、陸運局に提

出する際に必要な証明と判断した。この点に

関しては現在当時の関係者から聴取を行って

いるが、証明書を発行したことは誤りだった

と思っている。」

一、なぜ、(有)松山佐川急便がこのような証明書を欲しがったと思うか。

「詳しいことは知らないが、誰かのサセッショングがあつたのだと思う。」

(2)有限公司松山佐川急便

一、向田信昭代表取締役が対応。今回の違反に関する謝罪があつた後、一問一答に切り替える。

一、今回の違反をいつ知ったのか。

「松山市より九月七日には正勧告があり初めて知った。」

一、それ以前にこのターミナルで営業していることに関して違法だと考へなかつたのか。

②事業計画の変更

開発許可に係る特別積合せ貨物運送の用に供する施設については、都市計画法施行令第二条第六号の改正により開発行為については、許可を要しない事になり、平成四年度中に一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送)の許可申請を致します。

(3)四国運輸局愛媛陸運支局

今政彰彦愛媛陸運支局長と林敏博四国運輸

の三社である。

一、建物および土地の所有者は誰か。

「昭和五九年から建物は当社のものになつてゐる。土地は四国佐川の所有である。」

一、どのような是正策を考えているか、またそれは何時までに実施するつもりか。

「是正内容は市の方に文書で送付している。」

一、内容を明らかにしていただきたい。

「あとで文書を渡す。」

一、有限公司松山佐川急便から松山市に当て出された是正に関する報告書。

①施設の移転について

都市計画法に抵触しない立地条件の備わった区域に移転確保を目途に全力を傾注いたします。なお、用地の取得が困難かつ長期にわたる場合、既存宅地に本社営業所のみの移転等も考慮しております。

一、(有)松山佐川急便

一、四国運輸(株)、関西陸運、当社(松山佐川)

(有)松山佐川急便からの事業計画変更認可申請

請の届け出があったのが、昭和五四年九月二日であり、昭和五六六年一〇月一二日に認可した。届け出には貸方・四国運輸株式会社、

借方・(有)松山佐川急便とする賃貸契約書が添付してあった。契約開始日は昭和五四年九月一日を開始日とする五年契約のものであった。

今回の都市計画法違反を結果的に見逃したことにについては大変遺憾に思っている。

二、以下は追加・補充質問の概要である。
—事業計画変更認可申請から認可まで約二年間かかっている。これは通常の審査期間より著しく長いと考えるが。

「五四年九月に提出された事業計画変更認可申請（問題のトラックターミナルに営業所を移す）は、申請地が都市計画法上の市街化調整区域にあたるところなのでこのままでは認可出来ない旨を(有)松山佐川急便に伝えた。書類は受理した。」

—トラックのターミナルが市街化調整区域内にあることを認識していたわけですね。

「認識していた。だからこのままでは認可出来ないといった。」

「では何故その場で不認可としなかったのか。」

「書類上の不備である場合は、受理する前に所定の書式に書き換えるよう指導する。松山佐川急便から出された事業計画変更認可申

請は書式が整っているので受理した。」

—それでは昭和五六六年一〇月一二日に認可したのは何故か。認可要件に変更があつたのか。

「申請地等の認可要件に変更はなかつた。都市計画法を所管する市役所からの証明書（昭和五六六年七月二三日に発行）を持つてきたので都市計画法上の問題はクリアーしたと考えた。」

—（市が発行した証明書を）都市計画法上第四条の用途変更の証明書あるいは第二十九条の開発許可のいずれに係わるものと考えたのか。

「当時の担当者に事情聴取したところ、都市計画法上問題があると認識していたことは覚えていたが、都市計画法第二十九条、第四十三条のどちらに違反すると認識していたかについては覚えていないとのことであった。」

存在していたことを初め（事業計画変更認可申請時）から認識していた点である。これは他の違反ケースには見られない。

なぜならば他のケースでは区域業者（佐川）が市街化調整区域内においてトラックターミナルを建設出来ない（都市計画法上の開発許可をもらえば可能）という前提に立ち、まず開発許可のいらない路線業者をダミーに使ってトラックターミナルを建設、その後（佐川の）営業所をトラックターミナルに移すという手法がとられているからだ。

この場合、市・県（開発部局）は用途変更の届け出がなかつたので違反の事実（区域業者である佐川が営業していた事）を知らなかつたとし、また運輸局の方も事業計画変更時にトラックターミナルが市街化調整区域内にあるのを見落としたという説明になるのが普通である（真偽は別として）。

今回のケースはトラックターミナルが路線業者である四国運輸（株）によって建設されたが（ここまでは他のケースと同様）、肝心のトラックターミナルへの営業所移転の事業計画変更認可申請の際に松山陸運支局から都市計画法違反を指摘され、それを松山市の証明書なるものを使って違反を完成させるという非常に悪質なものといわざるを得ない。

このような強引な手法を使用したため多く

市の発行した証明書そのものである。この証明書の性格・正当性をめぐって調査でも委員の多くから質問が集中した。

実際に証明書を発行した当時の係長は退職しており、本人からの聴取は出来なかつたが、市側の説明はまったく意味不明といわざるを得ない。市側は正式な証明書ではなかつたといっているが、この証明書は正式（用途変更許可の）な証明書と同様の効果を發揮している。

事実、陸運支局はこの証明書をもつて都市計画法をクリアーしたと判断し、(有)松山佐川急便に事業計画変更認可を与えている（これは誤りであったことを後で陳謝）。またこのことから、(有)松山佐川急便も問題のトラックターミナルで営業することが都市計画法に抵触することを認識していたことになる（だからこそ証明書を欲しがつた）。

陸運支局自身も認可されるはずもない事業計画変更認可申請を長期間に渡つて受理しつづけていたことに対する明確な答弁が出来なかつた。市側の一（佐川が証明書を欲しがつたことについては）詳しいことは知らないが、誰かのサゼッションがあつたのだと思う」という発言は暗に陸運支局を指している。

以上、今回の調査に関する簡単な報告および疑問点の指摘を記してきたが、今後の行政の行動等を考慮しなければ、真に再発防止

のシステムが確立されたか否かの判断は下せない。また、今後の調査に委ねられる項目も多く（土地の所有関係・トラックターミナル

の建設資金の流れ他）、地元県本部および関係自治体議員の協力を必要とする。

社会党佐川ターミナル埼玉調査団報告書

一・調査団の構成

団長 細川律夫（衆議院議員・埼玉四

区）

事務局長 角田義一（参議院議員・群馬県）

一〇時二〇～一〇時三〇

三郷市役所調査
三郷ターミナル
現地調査

団員 小松定男（衆議院議員・埼玉二

区）

北村哲男（参議院議員・比例）

阿部錦弥（県議会議員・党県本

部副委員長）

一時二〇～一時四〇 美穂運輸調査

一三時〇〇～一三時三〇 越谷市役所調査
一三時四〇～一四時三〇 佐川急便調査
秋庭運送調査

秦哲美（県議会議員・党県本

部政審部長）

増山知三（市議会議員）

一四時四五～一五時〇〇 旧北関東佐川急

便草加営業所調
査

事務局 岡田和郎（党本部政策審議会事

務局員）

浜口金也（党本部政策審議会事

務局員）

谷洋二（党本部社会新報記者）

一七時〇〇～一七時三〇 埼玉県庁調査
一七時三〇～一八時〇〇 記者会見

二・日程

一九九二年一〇月一五日（木）

九時三〇～一〇時〇〇 三郷市役所調査

一〇時二〇～一〇時三〇 三郷ターミナル
現地調査

一〇時三〇～一時〇〇 東日本運輸興業

調査

一時二〇～一時四〇 美穂運輸調査

一三時〇〇～一三時三〇 越谷市役所調査

一三時四〇～一四時三〇 佐川急便調査
秋庭運送調査

旧北関東佐川急

便草加営業所調
査

一四時四五～一五時〇〇 旧北関東佐川急

便草加営業所調
査

一六時〇〇～一六時四〇 埼玉陸運支局調

査

一七時〇〇～一七時三〇 埼玉県庁調査

一七時三〇～一八時〇〇 記者会見

三・調査の経過

調査は、党の特別委員会で確認された「調査要綱」の質問項目を、事前に調査先へ送つておき、まずそれにに対する回答を受け、その後で追加質問を行うというやり方で統一した。

A. 美穂運輸・秋庭運送の都市計画法四三条違反について

(1) 開発部局である三郷市

応対した当該開発部局である市の都市計画部・開発指導課から、美穂運輸・秋庭運送の都市計画法四三条違反について、以下のようない、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

① 建設省から県を経由して、七月初旬、同市に調査の要請があり、直ちに東日本運輸興業を立入り調査した。美穂運輸・秋庭運送の二社は既に移転。九月四日再度、県、埼玉陸運支局と合同で立入り調査、都市計画法四三条違反行為のは是正が既に是正されていることを確認した。

② 都市計画法二九条の開発申請の提出者は、東日本運輸興業。東日本運輸興業は平成一年一月二二日、一般路線貨物の営業所として、都市計画法二九条適合証明交付願いを申請。平成一年一二月四日証明交付。平成一年一二月七日建築確認申請受付。平成二年一月二四日建築認可。

市は、建築認可後および建築完了後、現地を視察し、確認した。この時、東日本運輸興業の看板のみが立っていた。

(3) 東日本運輸興業

なお、昭和六三年七月九日、東日本運輸興業農地法五条の農地転用を申請。昭和六年七月二十五日、農業委員会が承認。昭和六三年九月一日県が農地転用を許可。

③ 今回の違法行為の発覚について、市は、チェック体制に甘さがあったことを率直に認めた。また、再発を防止するため、都市計画法二九条適合証明交付に当たって、陸運支局と緊密に連絡・協議することになった。

② 埼玉陸運支局

応対した輸送貨物課（支局長も同席）から、美穂運輸・秋庭運送の都市計画法四三条違反について、以下のような、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

美穂運輸・秋庭運送の違法行為に対しても、陸運支局は是正指導をしていない。

① 調査団は、細井社長に対し、都市計画法四三条違反行為について、経緯、営業実態、是正状況などを質した。その結果、以下のこと

(4) 美穂運輸

が分かった。

① 平成三年八月株式会社設立、地区免許、東日本運輸興業から事務所、駐車場、車庫を賃借して同年八月三〇日営業開始。資本、

株式関係では、佐川急便KKとは一切関係なし。ただし、佐川急便KKの下請けである首都圏運輸（路線業者）と取引している。

② 違法行為は是正のための移転命令は陸運支局から電話であり、社長不在時に従業員が受けた。社長は、営業所移転の計画があつたので、改めて陸運支局に確認しなかつた。

直近の監査は平成三年なのでチェックできなかつた。

(3) 東日本運輸興業

調査団は、東日本運輸興業に対し、営業実態、美穂運輸・秋庭運送との関係について質問した。これに対し、三郷営業所・柳生所長は以下のとおり答えた。

① 平成二年九月二一日、トラック二台、人員四人で営業開始。ごく最近、一二台、一七人体制になつた。資本は一〇〇%佐川急便KK。

② 美穂運輸、秋庭運送との業務提携関係はない。店子と大家の関係。

(5) 秋庭運送

調査団は、社長に対し、都市計画法四三条違反行為について、経緯、営業実態、是正状況などを質した。その結果、以下のことが分かった。

- ① 昭和二十九年都内文京区で秋庭運送設立、前任社長・中本氏時代に三郷へ移転。平成三年東日本運輸興業から事務所、駐車場、車庫を賃借して営業開始。

株式は関越高速運輸が一〇〇%所有、関越高速運輸の株式は一〇〇%佐川急便KKが所有。

- ② 違法行為是正のための移転命令——市街化調整区域であるので、営業所を作るのは違法——は陸運支局から電話であり、社長不在時に従業員が受けた。改めて陸運支局に確認せず営業所を移転（平成四年八月二七日）した。

B. 北関東佐川急便草加営業所の都市計画法四三条違反について

- (1) 開発部局である越谷市役所

応対した開発部・開発指導課から、北関東佐川急便草加営業所の都市計画法四三条違反について、以下のような、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

- ① 堀井氏が昭和五五年三月六日、都市計画法二九条適合証明申請
昭和五五年三月一〇日、都市計画法二九

条適合証明交付

昭和五六年三月一三日、建築確認

平成四年三月二三日、建設省から都市計画法四三条違反についての調査依頼

同日、市は直ちに調査、都市計画法四三条違反と認定

平成四年三月二十四日、市は、この旨、県の土地行政課へ報告

平成四年四月三日、市は、北関東佐川急便関係者を呼び、都市計画法四三条違反として使用停止・移転を命令

平成四年五月六日、市は、使用停止・移転を確認

平成四年七月九日、越谷市が、関東陸運局に対し、特積に該当するか否かを照会
平成四年八月二六日、関東陸運局から越谷市に、特積に該当するとの回答

平成四年九月一二日、佐川急便、越谷市に、都市計画法二九条適合証明申請

平成四年一〇月一三日、越谷市、佐川急便に對し、都市計画法二九条適合証明交付

② 土地の所有権が、昭和五六年三月二五日と昭和五六六年四月一日の二回で、都市計画法二九条適合証明を交付された堀井氏から東京佐川急便に移っている。

建物の所有権も、昭和五六六年一一月一日、「真正な登記名義の回復」によって堀井氏から東京佐川急便に移った。

(2) 埼玉陸運支局

応対した輸送貨物課（支局長も同席）から、美穂運輸・秋庭運送の都市計画法四三条違反について、以下のような、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

① 昭和五八年四月一八日、北関東佐川急便KKに、草加、川口営業所設置認可

土地については、所有者（建物も）は東京佐川急便、地目は雑種地。建築確認書には市街化調整区域の押印なし。このため、都市計画法上問題ないと判断した。ここから、結果としてチェックの見落としが生まられた。

昭和六年一一月二六日、北関東佐川急便KK、草加、川口営業所を廃止

平成一年四月一一日、埼玉佐川急便KK、草加、川口営業所設置認可

平成一年八月二日、北関東佐川急便KKに名称変更。

平成三年五月一日、特積の認可

平成四年四月二八日、佐川急便合併

平成四年七月七日、佐川急便、越谷市と関東陸運局に対し、特積としての立地申立て書提出

平成四年七月九日、越谷市が、関東陸運局に対し、特積に該当するか否かを照会
平成四年八月二六日、関東陸運局から越谷市に、特積に該当するとの回答

平成四年九月一一日、佐川急便、越谷市に、都市計画法二九条適合証明申請

平成四年一〇月一三日、越谷市、佐川急便に対し、都市計画法二九条適合証明交付※建物はそもそも農業用倉庫として建てられた。越谷市が佐川急便に対し都市計画法二九条適合証明を出すに当たっては、市の指導要綱——貯水槽の設置——を満たしていることで、交付した。

四 調査のまとめ

(1) 東日本運輸興業、秋庭運送、美穂運輸に

関して

三社とも東京佐川急便、佐川急便と関係が深い。東日本運輸興業の営業実態などから見て、東京佐川急便は違法を知りながら、東日本運輸興業を“ダミー”として秋庭運送、美穂運輸を使っていた——と推量される。

(2) 越谷市の北関東佐川急便に関する

土地の所有権が、昭和五六年三月二十五日と昭和五六年四月一日の二回で、都市計画法二九条適合証明を交付された堀井氏から東京佐川急便に移っている。

建物の所有権も、昭和五六年一月一〇日、「真正な登記名義の回復」によって堀井氏から東京佐川急便に移った。以上から、“黒幕”は東京佐川急便で、同社は、堀井氏が農業用倉庫を建築する時から、

違法行為を折り込み済みだった——ことが推量される。

(3) 越谷市は貯水槽が完成すればその土地を再び佐川急便に使用させる。(適合証明書の発行権者は越谷市役所である。)つまり違法行為の上通り追認である。もともと佐

社会党佐川ターミナル茨城調査団報告書

一 調査団の構成

団長 種田 誠 (参議院議員・茨城県)
事務局長 仙谷由人 (衆議院議員・徳島全
県区)

二 日程
一九九二年一〇月九日

事務局 浜口金也 (党本部政策審議会事
務局員)

務局員)

団員 時崎雄司 (衆議院議員・茨城一
九時二〇~九時五〇 元、現土浦佐川
急便鹿島営業所

調査

鉢木喜久子 (衆議院議員・東京
一区)

調査

細川律夫 (衆議院議員・埼玉四
区)

調査

桜井規順 (参議院議員・静岡県)
一五時〇〇~一五時三〇 茨城県庁調査

調査

野村真一 (党県本部書記次長)
一五時三〇~一六時〇〇 記者会見

調査

三 調査の経過

A. 佐川急便KK鹿島荷扱所
飯塚熊太郎 (鹿島町議会議員)
追田 修 (前党県本部組織局長)
関沢洋一 (党鹿島支部長)
随行 長谷川修壠 (県議会議員)
野村真一 (党県本部書記次長)

川が進出を認められなかつたはずのところ
だが、いまは佐川も路線トラック免許を持
つてゐるからという理由で適合証明をだし
たということになる。

(4) 運輸行政の欠陥——チェック体制の甘さ
た——が明らかになつた。

から、以下のような、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

① 同荷扱所は平成四年一〇月五日より営業開始

② 当初から東日本運輸興業と同居、同社の職員は一人もいない。

③ 陸運支局からの移転命令を受けて、土浦佐川急便KK鹿島営業所は平成四年一〇月五日移転

B 土浦佐川急便KK鹿島営業所

応対した所長から、以下のような、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

① 土地、建物を借りて営業。建築確認は、

平成四年五月一日

② トラック五台を運行。認可は一八台。

土地、建物の面積は、それぞれ、六六〇、

五二〇、五九、八七〇。ベッド二台。電話一台

※調査団が現場に到着したときは職員は一人もいなかった。少し遅れて所長が慌ててかけつけた。

C. 開発行為の同意をした鹿島町役場

応対した都市計画課から、以下のような、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

① 昭和五八年一月一〇日、土浦佐川急便KKに鹿島営業所の認可

昭和五七年四月二八日、岡本工業が鹿島町に対し、建築確認申請

昭和五七年六月一〇日、岡本工業が鹿島町に対し、建築とりやめ申請

昭和五七年六月一〇日、岡本工業が鹿島町に対し、建築確認申請

浦佐川急便KK鹿島営業所、東日本運輸興業荷扱所は営業開始。

☆ 調査団で土地・建物の登記簿謄本を取り寄せた。この結果、東京佐川急便へ、土地は昭和五七年六月二三日所有権移転、建物は昭和五八年一月一二日所有権保存がなされている。

庫が加わった

昭和五八年一月一〇日、土浦佐川急便KKに鹿島営業所の認可

昭和五八年一月一三日、東日本運輸興業に荷扱所の認可

昭和六三年九月二七日、東日本運輸興業が、

配達センターを加え、増築のための建築確認申請

昭和六三年一〇月二八日、建築確認申請

平成一年二月一五日、東日本運輸興業が、

配送センターを加え、増築のための建築確認申請

平成一年三月一〇日、建築確認申請

平成四年六月一〇日、佐川急便、予定建築物等以外の建築等の許可申請

平成四年八月五日、許可

D. 茨城陸運支局

応対した所長から、以下のような、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

① 都市計画法四二条の取扱については、県も解釈・運用について誤りがあるとの建設省からの指摘により、訂正した。

② 土浦佐川急便は、移転した営業所で本格的な営業活動を行っておらず、名義が佐川急便となつた旧営業所で、依然として土浦佐川急便が営業している。従つて、実態として違法行為は解消されていない。

E. 県建築指導課

応対した課長から、以下のような、概要説明と調査団の質問への回答がなされた。

① 都市計画法四二条の取扱については、県も解釈・運用について誤りがあるとの建設省からの指摘により、訂正した。

② 土浦佐川急便は、移転した営業所で本格的な営業活動を行っておらず、名義が佐川急便となつた旧営業所で、依然として土浦佐川急便が営業している。従つて、実態として違法行為は解消されていない。

四・調査のまとめ

(1) 都市計画法「九条の開発許可を受けた岡本工業KKの「工場」施設を賃借して、土浦佐川急便KK鹿島営業所、東日本運輸興業荷扱所は営業開始。

東京佐川急便へ、土地は昭和五七年六月二三日所有権移転、建物は昭和五八年一月一二日所有権保存がなされている。

以上の事実から、東京佐川急便が、岡本工業、東日本運輸興業を“ダミー”にして、違法を知りつつ土浦佐川急便KKに営業させていたことが推量される。

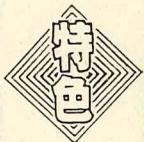
(2) 運輸行政に欠陥——チェック体制の甘さ——があった。

違法行為が発覚し是正指導を行つた後も、実態として違法状態が解消していない。行政の姿勢がまだ改まっていない。

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成

▼社会党政策資料集成
網羅した政策資料集成



一九四五年の結党から一九九〇年
一月の総選挙までの、社会党が提起
した主要な政策、法案を網羅四百数十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に整理し
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反
インフレ国会など、社会党が政府自民党と対決した政策の資料
集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集である。

▼政策形成の実績からみた日本社会党政史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、
中小企業政策など、政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本
書は政策活動面からの社会党政史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
三九回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開
くための問題提起である。

本編・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会

政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

資料



一九九二・一一・一一

総合経済対策についての見解

日本社会党地方行政部会

はじめに

八月二二八日、政府は総額一〇兆七、〇〇〇億円からなる「総合経済対策」を閣議決定した。この「総合経済対策」は今年三月に決定された「緊急経済対策」に引き続き、さらに継続する「複合不況」への政府としての対応を示したものである。しかし、国の財政もまた、不況の影響を受け歳入の落ち込みなどから財政難となっており、今回の「総合経済対策」のうちでも、一兆円の公共用地の先行取得、一兆八、〇〇〇億円の地方単独事業などが大きな目玉とされており、仕事の面でも財政の面でも地方自治体が景気対策に主体的に占める割合が非常に高いものとなっている。

1. 地方単独事業の拡大について

地方単独事業は、「引き続き施行の促進を図ることとともに、地域の実情に即して道路、下水道、一般廃棄物処理施設等の住民に身近な社会資本の整備等を一層積極的に推進することとし、これに必要な地方債の追加等を行い、一兆八、〇〇〇億円の事業費を確保する。」と述べられており、金額的には今回の経済対策の一六%強を占める。大きな位置づけをもたされている。

住民に身近な社会資本の整備について促進することには異論はない。しかし景気対策というよりむしろ欧米諸国に比べ遅れている住民の生活環境を充実するために、住民に身近なものは地域の実情や住民の意向を生かせるよう、自治体が主体的かつ積極的に行うべきである。しかも地方単独事業の拡大は、第一一二三国会での両院における地方行政委員会の決議にもあるように、「一層の充実」が求められており、また国の補助金に頼ることなく地方の自主性を發揮できるという点で単独事業は、自治・分権の観点からも拡大すべきものである。その意味で問題は単独事業のうち何の事業をどれだけ重点的に拡大するのか(注)とそのための財源問題にしばられる。

(注) 「総合経済対策」を受けて都道府県総務部長・各指定都市財政局長宛に二八日に出された自治省財政課長内かんによると、一兆八、〇〇〇億円の単独事業の内訳は、臨時地方道整備事業(四、五〇〇億円)、臨時河川等整備事業(三〇〇億円)、臨時高等学校等整備事業(二〇〇億円)、地域づくり、まちづくり事業等(四、五〇〇億円)、一般廃棄物処理施設整備事業(二、〇〇〇億円)、駐車場・駐輪場・電線類地中化等の都市生活環境整備特別対策事業等その



他（四、〇〇〇億円）、下水道事業（一、五〇〇億円）及び地域開発事業（一、〇〇〇億円）となつてゐる。

「検討すること」とあり、その意味からも公有地の拡大は一概に否定されるべきものでもない。問題は、自治体の財源補償のあり方と公有地取得の目的の如何、そして公正の確保であると考える。

2. 公共用地の先行取得について

景気対策として自治体による公共用地の先行取得もまた重要な位置付けを与えられている。これには金融機関を救済するため過剰融資のつけを自治体が買い支える懸念が非常に強いことは否定できず、景気対策の名の下に自治体が不要な土地を抱え込むおそれがある。しかし金融機関は自らのつけを当然負うべきであり、それを自治体の負担・住民の負担でまかぬことは到底容認できない。

とはいへ一方、まだまだ生活関連の社会資本の整備は遅れており、自治体の公共用地のストック率も低下している。そのうえ自治体が高齢者保健福祉の推進、廃棄物対策などを進めていく上で、用地の取得や代替地の取得は大きな位置を占めている。そのため地方の自主性を尊重し、自治体に十分財源手当てをした上で、公共用地を拡大していくことは必要である。

さらに、自治体に求められている土地取得は、公共用地の先行取得に限られるものではない。森林の維持管理のための自治体による森林の購入・維持管理や、中山間地の公有地の拡大によって自然環境保全・国土の再生に努めていくためにも、自治体による土地取得の積極的充実が望まれているのである。

もちろん権利がらみにならないようにするのは当然であり、不良資産を買い上げることや実勢より高い価格での購入にならないようきちんと監視とともに、地価高騰の再燃を防ぐためにも周辺の地価を下げさせないような措置を講じることが大切であるのはいうまでもない。第一二三国会で採択された「地方財政の充実強化に関する決議」には、「地方団体による公有地取得対策を推進するためのその充実

3. 財源問題について

単独事業の追加の財源については、「必要な地方債の追加等」とされているが、八月一九日付けの財政課長内かんによれば、臨時三事業一般分については充当率の引上げ（一〇〇%）と元利償還金の事業費補正、それ以外の追加事業については資金手当てのための地方債の発行、元利償還金の事業費補正の翌年度処置が成されることになってい

る。また公共用地の先行取得のための財源については、土地開発基金、土地開発公社及び公共用地先行取得事業債の活用とされている。いずれも地方債と元利償還金の事業費補正が財源対策の中心を占めている。

地方債の資金としては、郵便貯金の増加で比較的余裕がある資金運用部資金を利用する財政投融資資金を充てることとされているが、一〇〇%充当を相当の事業で認めることによって、当面の資金がなくても事業に取り組むことができる事になる。しかし、発行した地方債の元利償還の一部を後に交付税によって補てんするとされているが、単独事業の大幅追加にしても、土地の先行取得にしても大幅な地方債増発によって結局は将来の一般財源へのつけの後回しという性格は否定できない。そこで自治体の一般財源を如何に充実させるかが重要となる。

ところが一般財源のうち、地方税も国税と同様大きく法人関係を中心落ち込みを見せており、地方交付税の役割が重大になってくる。しかし、その地方交付税も国税の落ち込みから交付税原資が縮小し、大きな伸びを期待できない状況にあるばかりか、九二年度においては八、五〇〇億円の特例減額が講じられることとなつてゐる。しかし、

今回の経済対策に果たす自治体の役割を考えれば、地方交付税の充実が今こそなされなければならない。補助金の一般財源化と結合させた分権拡充、中期的見通しを展望した自治体間の年度間財政調整、地方債発行のための地域金融の充実などを推進する必要があり、中期的には抜本的な事務事業、税源の再配分などが課題となる。

いずれにしても、「総合経済対策」の実施に当たっては、地方へ負担をしわ寄せすることなく、財源確保を適切かつ十分に行つていかなければならぬ。

4. 景気対策と自治体について

今回の「複合不況」は政府の予想を超えて深まりを見せ、依然として日本経済は不況から脱却できないでいる。政府は二度にわたる景気対策を打ち出したが、国民の期待する所得税減税は顧みられず、金融・証券の救済に専心したバブル再燃の危険性をはらんだものとなつてゐる。重要なことは、従来型の延長としての安易な景気対策ではなく、生活と環境を重視した経済・社会構造の転換を展望したものとしなければならないということである。もちろん、地域経済の活性化・地場の中小企業対策に今回の単独事業の追加、用地の先行取得の果たす意義が非常に大きいのは言うまでもないが、単独事業の拡大も、土地の先行取得も、単なる景気対策として捉えるのではなく、生活重視、高齢化社会対策、環境対策の観点から着実に推進されるものとしなければならない。また、内需拡大による景気対策としては所得税減税と並び、個人住民税の減税が有効であり、地方税収全体の動向を勘案しながら早急に行うべきである。

5. 地方行政部会の方針

今回の景気・経済対策については党においても積極的対応を打ち出しており、地方単独事業の追加を含めて必要性については異論のないところであるが、施策については問題点を指摘せざるをえない。

第一には、従前の景気対策と何ら性格が変わらず、今日の国民の生活のニーズ、経済構造の転換に対応するものか疑問が多い。眞水“の少ない財政状況のもとでやむを得ない点があるが、公共事業の従来的配分に基づく嵩上げ的色彩が強いことは是正されなければならない。

第二に、金融・不動産への支援的側面が色濃く出されている点であり、日本経済の実情を勘案すれば対策の必要性は認めるが、政府の姿勢はバブル経済の公認と再現の危険性をはらんだものと言わざるえない。とりわけ、公共用地の先行取得の地方への要請は地価の低落の抑制ともうかがわれるが、現在の地価水準が国民生活上適正・妥当なものであるか否かは極めて疑わしい。

第三に、財投と地方財政依存の景気対策となつてゐるが、経済界からも要請のある減税については何も盛り込まれていない点である。不況感のもとで個人消費も落ち込みを見せており、内需拡大、国民生活水準の向上の要請に照らしても減税の実施は不可避である。とりわけ、不動産資本等への支援を打ち出している政府が大幅な負担増となる固定資産問題については何ら具体的の方針を示していないことは重大な瑕疵と言わなければならぬ。

党は平成四年度から五年度以降に継続した減税措置、景気対策を必要と考へるが、景気・経済に対する継続した施策の提案抜きには先行き不安は解消しえないと考へる。

第四は、地方財政問題である。地方債の発行は所詮後年度における自治体財政の硬直傾向を招くことは大蔵省自身が国家財政において指摘してきたところである。また、地方交付税は地方固有財源であり、一般財源である。今日の国の施策要請に基づく事業費補正の手法は交

付税の補助金化傾向を強める危険性がある。

第五に、来年度以降の地方財政運営について不明確な点である。また当初予算において抑制措置をとり、補正で増額するというシーリングのあり方 자체が問われる。地方自治体の施策は中期的展望抜きには推進しえない。

以上のような問題点を含んだ政府の景気・経済対策については、補正予算案、補正交付税法案として国会審議に付されるが、当部会は問題点を徹底審議の上、来年度地方財政対策との整合性もただした上で最終的な態度を決する。

一九九二・一一・一一

拡声機規制条例問題に関する見解

日本社会党地方行政部会

1. 拡声機規制条例の経過

いわゆる拡声機規制条例は、一九八四年に岡山県で初めて制定されたのを皮切りに、八九年に石川県で、その後九〇年に岐阜県、長崎県、熊本県、福島県で成立、九一年に群馬県、宮城県、九二年になって山形県、静岡県、和歌山県、佐賀県、奈良県が加わり、その後九月議会では兵庫県、滋賀県、東京都、神奈川県の各都県に条例案が提案され成立し、合計一七都県で制定されている。いずれも若干の語句の異同はあるが、八五デシベルを超える音を一律に暴騒音とする定義、警察官の立入り調査権の規定等、内容的にはほぼ同一である（東京都条例案は首都の特殊性から若干厳しい内容となっている）。

条例案は、右翼の暴騒音を取り締まるため、適用除外事項を除き（東京都条例案では、①選挙運動・選挙における政治活動、②災害・事故の発生、③国または地方公共団体、④電気、ガス、水道、電気通信の緊急の広報、⑤学校、児童福祉施設の授業など、⑥公共交通機関、⑦祭礼、運動会、地域行事、⑧その他公共の利益の実現など）、すべての拡声器の使用を一律八五デシベル以下に制限しようとするものであり、趣旨はともかくとして、国民の権利に大きく関わる重要な条例である。

2. 条例の問題点と都議会社会党の対応例

拡声機規制条例については、一律八五デシベルの規制の問題を含めて、警察官による中止命令措置、違反行為防止措置、拡声機の取外し・保管措置、管理者への勧告、立入検査権などの規定がなされているところから、表現の自由を奪うものであるとか、警察権力の拡大を許すものである、適正手続きの保障に欠ける、黙秘権を侵害するなどの批判がある。また騒音規制法、公害防止条例、刑法の威力業務妨害罪などの現行法令によって規制が可能であり、暴騒音規制条例は不要であるという批判も根強い。

東京都議会においては、国民の表現の自由の実現にとって重要な手段である拡声機を規制する拡声機規制条例に対する市民団体、労働組合、弁護士会等の不安と懸念、種々の批判に傾聴し、拡声機の規制は慎重になされなければならないことから、社会党都議団は鈴木都知事に対し慎重対応の申し入れを行う（九二年四月二〇日）ほか、警視庁から条例案が出されて以後は当局側に対し市民の批判に応えるよう活動してきた。その結果、以下の改善を講じることができたとされている。

① 条例に前文を挿入したこと。

「…一部に、拡声機を使用し、必要な音量を著しく超える音を發し、通常の政治活動、労働運動、企業活動等の諸活動を妨害し、または誹謗する等の該当宣伝を行う団体が少なからず見られるようになり…」と条例の対象を事実上特定（右翼）・明示し、「…拡声器の使用は、政治活動等における表現の伝達等のための重要な手段でもあるのであって、法令及び健全な社会常識の範囲内で行われるもののが不當に制限されることがあつてはならないことも、言うを待たないところである。」と、拡声機が重要な表現の伝達手段であることを示した上で、「…日本国憲法の保障する国民の権利と自由を不當に制約することがないよう慎重に留意しつつ、拡声機によって發せられるいわば音の暴力とも言うべき騒音について…」として権利・自由の擁護について触れる前文を加えた。これは單なる議会答弁とは異なり、本条例運用上の指針となるものである。

② 適用上の注意を強化したこと。

条例案要綱（警視庁案）では、「適用上の注意」として「集会、結社及び表現の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動する権利その他の日本国憲法の保障する個人の自由と権利を不當に制約しないように留意しなければならないこととする。」とされていたが、本条例の第二条では「留意」を削除したこと。

③ 立入検査に当たって、一定の歯止めのための条項を追加したこと。

当初案にはふれられていなかった、身分を示す証票の携帯・提示義務と、立入り検査権は「犯罪操作のためと解してはならない」という注意書きを追加し、立入り検査についてのある程度の監察側への歯止め措置を設けることができた。なお立入り検査については、公害防止条例、食品製造業等取締り条例等に類似規定がある。

④ 女性の適用を緩和したこと。

管理者規制の罰則削除（第九条）、立入り検査の際の罰金額の引

下げ（第一三條）。

⑤ 複合暴騒音について区別したこと。

当初は「共同複合暴騒音」と「別々の団体による複合暴騒音」の区別がなされていなかつたが、両者を区別し、「別々の団体による複合暴騒音」の場合は勧告できるだけとした上、二四時間以内という時間制限が削除された。

⑥ 警察官の裁量を制限したこと。

警察官の裁量に委任したものとして批判の強かつた「反復して違反行為をする恐れがあると認めるとき」という文言を削除した。

⑦ 管理者規制条項を修正したこと。

拡声機の管理者に対する規制について、「一年を超えない範囲で期間を定めて」を削除した上、本文を修正し、管理者規制ではなく暴騒音発生の要求者・依頼者への勧告とした。なお罰則は削除した。

⑧ その他、「近接した場所での暴騒音防止努力規定」の削除など。

都議会においては入り上の修正に基づき審議の上、一〇月八日に成立したが、こうした社会党都議団の努力は全国における対応の好例となると考えられる。

3. 拡声機規制条例についての考え方

社会党地方行政部会もまた拡声器規制条例については、人権面での保障、地方自治のあり方などの観点から検討を重ね、当局の姿勢を追求してきた。とくに政治活動について公職選挙法上の政治活動のみ適用除外事項として規定されていることから、日常の政治活動・労働組合活動についてどうなるのかとの疑問については、第一二三国会の衆議院地方行政委員会において北沢委員が警察庁を追求し、「正常な政治活動、市民運動あるいは労働運動、こういうものについてはこの条

例の規制の対象とはならないというふうに承知いたしておる」という

答弁を得ており、一応の歯止めを得ることができたと考へられる。た

しかに右翼による拡声機によって発せられる「音の暴力」とも言つべき尋常でない暴騒音が、政治活動や労働運動、企業活動を妨害する

とともに、平穏な市民生活を阻害する事例が多発しており、耐えがたい

苦痛を地域住民に与えていることは否めない事実である。それゆえ暴

騒音の発生を抑止することによって地域に静穏を回復するためには、

当部会も異常な暴騒音の規制自体止むを得ないと考える。もちろん本

条例への数々の批判に留意し、十分な審議を行うことによって疑問を

解消し、規制と人権との均衡を勝ち取るよう最善の努力を尽くすこと

が肝要である。そして住民への周知の徹底が講じられなければならぬ

い。また、当然いやしくも拡大解釈されることのないようくれぐれも

慎重な運用を強く求めるものである。とかく警察行政には批判される

べき問題点が多く、警察は常に「裁量権」をもちたがり、また「社会

党も賛成だから」等の不用意な宣伝活動も見られる。こうした点につ

いては各自治体においても十分に留意する必要がある。

なお、都以外の各県においても、拡声機規制条例の持つ問題点にか

んがみ、東京都議会における取組み等も参考にしつつ、慎重な対応と

必要な修正を要請する。もとより暴騒音の規制は警察のみに任せることではなく、広く住民の世論によって暴騒音の発生を包围し、防止して

いく取り組みが必要であり、当部会は今後も全力を上げたい。

一九九一・一一・一一

製造物責任法案の再提出について

日本社会党政策審議会

製造物責任問題特別委員会

○ 社会党は本日、「製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案」（略称・製造物責任法）を参議院に提出した。これは、本年六月に提出した製造物責任法案が七月の参議院改選により廃案となつたため再提出したもの。なお、今回の再提出に際し、内容に影響

のない程度の若干の字句修正を行つた。

○ 法案のポイント

① この法律は、製造物の欠陥によつて損害が生じた場合における製造者等の無過失損害賠償責任その他必要な事項について定めることにより、被害の救済を図り、もつて消費者の保護に資することを目的とする。

② この法律において「製造物」とは、人が製造した動産を言つものとする。ただし、未加工の農産物は製造物に含めないこととした。これは、本法の立法趣旨が今日の高度に技術化された工業製品によつて生ずる被害の救済にあること、零細な農家に無過失責任を課すのは適切でない等の政策判断によるものである。

③ この法律において「欠陥」とは、製造物が、その通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得べき安全性を欠いていること（当該製造物に関する説明・指示・警告その他の表示を欠くこと等により安全性を欠くこととなる場合を含む）をいう。これ



は、ある程度の誤用をも含める趣旨である。

- ④ 本法の無過失責任に基づいて賠償すべき範囲には、当該製造物自体について生じた損害を含める一方、事業上の損害については、一般的に損害額が莫大なものになることが予想されることから、個人事業主の生命・身体が害されることによる逸失利益以外はすべて除外した。

- ⑤ 欠陥と因果関係について推定規定を設け、被害者側の立証責任を軽減した。ただし、この二つの推定規定は二重に適用されないものとした。

- ⑥ 製造物を流通に置いた日から二〇年の間に被害者から裁判上の請求がなされない場合には製造者等の責任は消滅するという「責任期間」の設定を設けた。

○ 製造物責任立法は世界的な流れとなっており、わが国でも同法の制定を求める声が高まっている。社会党が提出した製造物責任法案は、企業優先を転換し国民・消費者の生活が重視される公正な社会を実現するという基本的な考え方立つとともに、他方では、事業者とりわけ中小企業者等に過度の負担とならないことにも留意しつつ、検討を行ってきたものである。

政府の国民生活審議会は先日、製造物責任法の制定について結論を先送りする部会報告書を公表したが、社会党は、立法府である国会の場で現時点で大方の理解が得られる点を探り、すみやかに立法化に踏み切るべく与野党での議院立法の本格的な検討を始めることを提案する

製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、製造物の欠陥によって損害が生じた場合における製造者等の損害賠償の責任その他必要な事項について定めることにより、製造物の欠陥による被害の救済を図り、もって消費者の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「製造物」とは、人が製造をした動産をいう。

3 この法律において「製造」には、加工を含み、栽培、増殖及び飼養を含まないものとする。

2 この法律において「製造物」には、加工を含み、栽培、増殖及び飼養を含まないものとする。

3 製造物が他の動産又は不動産の一部を構成することとなった場合の当該製造物に係る部分は、製造物とみなす。

4 この法律において「欠陥」とは、製造物が、その通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得べき安全性を欠いていること（当該製造物に関する説明、指示、警告その他の表示を欠くこと又はその表示が不適切であることにより消費者が正当に期待し得べき安全性を欠くこととなることを含む。）をいう。

5 この法律において「製造者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 製造物の輸入を行った者
二 製造物の輸入を行った者

- 三 製造物（その容器及び包装を含む。次条第一項第四号において同じ。）に自己の氏名又は名称、商標その他の標示を付すことにより、自己を第一号若しくは前号に掲げる者として表示し、又は

自己がこれらの者と認められ得る表示をした者

6 この法律において「供給者」とは、製造物の販売、賃貸その他の供給を業として行つた者（製造者等を除く。）をいう。

（無過失責任）

第三条 製造物の欠陥により他人に損害（他人の事業について生じた損害（その者が事業を行う個人である場合にあっては、その生命又は身体が害されることにより生じたものを除く。）を除く。以下同じ。）を生じたときは、当該製造物の製造者等は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該製造者等が次の各号のいずれかに該当する事実を証明したときは、この限りでない。

一 当該製造物を自己の意思により流通に置いたのでないこと。

二 前条第五項第一号に掲げる者にあっては、当該製造物の製造をし、これを流通に置くことを業として行つたのでないこと。

三 前条第五項第二号に掲げる者にあっては、当該製造物の輸入をしこれを流通に置くことを業として行つたのでないこと。

四 前条第五項第三号に掲げる者にあっては、当該製造物に同号の標示を付してこれを流通に置くことを業として行つたのでないこと。

五 当該製造物が他の動産又は不動産の一部を構成する場合にあつては、当該製造物の欠陥が専ら当該他の動産若しくは不動産の構成又は当該他の動産の製造若しくは当該不動産の建設若しくは造成を行つた者の指示に起因して生じたこと。

2 前項の製造物の欠陥は、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時において存在していたものであることを要する。（連帶責任）

第四条 この法律の規定により同一の損害につき賠償する責任を負う者が二以上ある場合には、各人は、連帶して賠償する責任を負う。（欠陥の推定）

第五条 製造物を合理的に予期される方法で使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合において、当該損害がそのような使用によっては通常生ずべき性質のものでないときは、当該製造物に欠陥があったものと推定する。

2 損害が発生した時ににおいて存在していた製造物の欠陥は、当該損害の発生の当時において製造物を使用していた者がその使用に係る期間を通じ当該製造物を通常予期される方法で使用していたと認められる場合には、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時から存在していたものと推定する。

（因果関係の推定）

第六条 製造物に欠陥が存在する場合（前条第一項の規定により欠陥があつたものと推定された場合を除く。）において、当該製造物の使用に際し、当該欠陥により通常生じ得る損害と同一の損害が生じたときは、当該損害は当該欠陥によつて生じたものと推定する。

（供給者に対する告知の請求及び供給者の責任）

第七条 製造物の欠陥により損害が生じたときは、被害者は、当該製造物の供給者に対し、当該製造物の製造者等又は当該供給者より前の供給者を特定するために必要な事項を告知するよう請求することができる。

2 前項の請求があつた日から三月以内に、当該請求をした者に対し、当該製造物の製造者等（当該製造物が輸入された者である場合にあつては、輸入を行つた者又は輸入された製造物について第二条第五項第三号の標示をした者。事項において同じ。）又は当該供給者より前の供給者の氏名又は名称及び住所等これらの者のうちのいずれかを特定するに足りる事項の告知がされなかつたときは、当該請求を受けた供給者は、当該製造物の製造者等が負う責任と同一の責任を負う。

3 前項の規定にかかわらず、当該製造物の製造者等について第三条

第一項各号のいずれかに該当する事実の証明があったときは、前項の供給者は、同項に定める責任を負わない。

⁴ 第二項の規定により損害を賠償した供給者は、第三条第一項の損害賠償の責任を負う⁵製造者等に対し、その賠償した額の全部について求償することができる。

(賠償についてのしんしゃく)

第八条 損害の発生に関して被害者に重大な過失があつたときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるについて、これをしんしゃくすることができる。

(責任期間)

第九条 製造者等又は供給者は、製造者等が製造物を流通に置いた日（供給者にあつては、その製造物の製造者等のうち当該製造物を最後に流通に置いたものがこれを流通に置いた日。以下この項において同じ。）から二十年を経過したときは、当該製造物に係る第三条第一項又は第七条第二項の責任を負わない。ただし、製造者等が製造物を流通に置いた日から二十年を経過する日までの間（次項において「責任期間」という。）に被害者から裁判上の請求がされたときは、この限りでない。

2 長期間にわたる人体への蓄積、作用又は潜伏の後に人の生命又は身体を害する性質の物を含むため、その欠陥による損害が責任期間を超えて生じ得るような製造物については、前項の規定は適用しない。

(消滅時効)

第十条 第三条第一項又は第七条第二項の規定による損害賠償の請求権は、被害者又はその法廷代理人が製造物の欠陥、損害及び賠償義務を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。
(被害者に不利な特約の無効)

第十一條 この法律の規定に反するあらかじめなされた特約で被害者

に不利なものは、無効とする。

(民法の適用)

第十二条 第三条第一項及び第七条第二項に定める責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

(適用除外)

第十三条 この法律の規定は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条の規定の適用がある損害については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に製造物の欠陥により生ずる損害について適用する。

理 由

製造物の欠陥による被害の適正な救済を図り、消費者の保護に資するため、製造物の欠陥によって生じた損害について製造者等が無過失の賠償責任を負うこととともに、被害者の訴訟における立証の負担を軽減するために必要な事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一九九二・一一・二〇

国会等の移転に関する法律案要綱

一 前文
我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の

中から立ち上がり、かつてない経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神的充足を求める機運の増大、多様な地域文化をはぐくむことや、全世界との連携を強化することについての認識の高まりに

みられるよう、時代は大きく変わろうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中核機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている。これらの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな桎梏となっている。

このような状況にかんがみ、一極集中も排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行財政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

二 国の責務

国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的なもの（以下「国会等」という。）の東京圏以外の地域への移転（以下

「国会等の移転」という。）の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有するものとすること。（第一条関係）

三 定 義

1 この法律において「多極分散型国土」とは、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第一条に規定する多極分散型国土をいうものとすること。

2 この法律において「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第二十二条第一項に規定する東京圏をいうものとすること。

（第二条関係）

四 検討指針

1 国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聞き、その合意形成を図るとともに、広範かつ多角的にこれを行ふものとすること。（第三条関係）

2 地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行財政の改革と的確に関連づけるものとすること。（第四条関係）

3 国会等の移転と多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保するものとすること。（第五条関係）

4 経済及び文化における国際的中枢機能並びに良好な住居環境等を備える都市としての東京都の整備との調和を図るとともに、国会等の移転先（以下「移転先」という。）の新都市と東京都との機能面での連携を確保するものとすること。（第六条関係）

5 移転先について、災害に対する安全性、地形の良好性、水の供給の安定性、交通の利便性、土地取得の容易性等の条件を配慮するものとすること。（第七条関係）

6 移転先の新都市が交通通信体系の整備等により、世界及び我が国の各地域との交流が容易であり、かつ、良好な居住環境等を備

えた都市となるようにするものとすること。（第八条関係）

7 国会等の移転の計画は、社会経済情勢の変化に彈力的に対応す

ることができる段階的なものとすること。（第九条関係）

8 移転先の新都市の整備に際し、適切な土地対策を講じるものと

すること。（第十条関係）

9 地震等の大規模災害に対処するまでの緊急性、東京都の災害対

策の充実等に配慮するものとすること。（第十一条関係）

10 地震等の大規模災害に対処するまでの緊急性、東京都の災害対

策の充実等に配慮するものとすること。（第十一条関係）

五 国会等移転調査会の設置

1 総理府に、国会等移転調査会（以下「調査会」という。）を置くものとすること。（第十二条関係）

2 調査会は、国会等の移転に關し、次に掲げる事項について調査

審議し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとすること。

3 移転の対象の範囲

4 移転先の選定基準

5 移転の時期の目標

6 移転先の新都市の整備に関する基本的事項

7 移転に伴う東京都の整備に関する基本的事項

8 (1)から(5)までに掲げる事項に關連する事項

9 調査会は、2の調査審議を行うに當たっては、行財政の改革の

推進との関連に留意しなければならないものとすること。

10 内閣総理大臣は、2の規定による報告を受けたときは、これを

国会に報告するものとすること。（第十三条関係）

11 調査会は、委員三十二人以内で組織するものとすること。

12 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命するものとすること。

- (1) 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 八人
(2) 参議院議員のうちから参議院が指名する者 六人

(3) 学識経験のある者

十八人以内

7 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものと

すること。（第十四条関係）

8 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置く

ことができるものとすること。（第十五条関係）

9 調査会に、幹事を置くものとすること。（第十六条関係）

10 調査会は、必要があると認めるときは、関係機関に対しても、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることが

できるものとすること。

11 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めると

きは、公聴会を開くことができるものとすること。（第十七条関係）

12 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に關し必

要な事項は、政令で定めるものとすること。（第十八条関係）

13 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に關し必

要な事項は、政令で定めるものとすること。（第十九条関係）

14 この法律は、公布の日から施行するものとすること。（附則関係）

六 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。（附則関係）

一九九二・一一・三〇

所得減税実施に関する共同要求

今回の補正予算案においては、一〇兆七〇〇〇億円の総合経済対策の実施を目的に、公共事業費等が追加されてはいるものの、これだけでは有効な景気対策とは言えない。堅調と言われていた個人消費の停

滞が明らかになっている今日、景気対策として欠くことができないのは、所得減税の早急な実施であり、それはまた、公平な税負担を実現するためにも必要なことである。

今回の補正予算審議を通じて、所得減税の必要性そのものについては、与野党及び政府の共通認識となっていることが明らかになつてゐる。それを踏まえ、左記の事項の実現を求める。

一、われわれは、今年度当初予算審議に際しても、パート収入等を中心とした所得減税を要求したが、その後の景気の動向を踏まえれば、それを超える所得減税を実施する必要があると考える。したがつてわれわれは、中・低所得者に配慮した相当規模の所得減税を早期に実施するよう強く求める。

一九九二年一月三〇日

日本社会党
民明公社

自由民主党政務調査会
会長 森 喜朗 殿



一九九二・一一・三〇

老人等の利用する利子非課税限度額の引上げに関する申し入れ

高齢者・福祉対策のたゞ遅れに加え最近の経済、社会の激変を考えた時、六五歳以上の高齢者、身体障害者手帳の交付を受けている方々等が利用できる老人等マル優制度、つまり郵便貯金等の利子非課税制度の限度額引上げの必要性はますます高まっている。すでにわれわれは国会審議等を通じて繰り返し限度額の引上げを要求してきた。特に今年は、利子所得課税の「五年見直し」の時期であることから、高齢者、寡婦、身体障害者を始めとする国民各層から引上げを切望する声が相次いで寄せられており、われわれとしては、こうした動きを積極的に支持するものである。

われわれが、なぜ今、郵便貯金と銀行預金等に対する利子非課税限度額を引上げる必要があるのか、その主な理由について改めて指摘しておきたい。

一つは、物価調整の観点から見て引上げが必要だという点である。郵便貯金・銀行預金等に対する利子非課税の限度額各三〇〇万円が決められてからすでに一九年が経過する。この間、消費者物価は一・四倍に上昇しており、七〇〇万円への引上げは物価調整として必要不可欠と見える。

二つは、利用実態から制度の充実を図っていく必要があるという点である。現在、郵便貯金を一八八万人（九二年五月）、銀行預金等を一三七四万人（九二年三月）などの方々が老人等マル優制度を利用している。高齢化・福祉対策がたゞ遅れている中・高齢者・身体障害

者等の自助努力を支援する老人等マル優制度の充実、つまり限度額引上げは、当然のことと考える。

三つは、退職金に対する利子非課税・シルバー貯金創設が停滞していることから、老人等マル優制度の充実を緊急としているという観点からである。労働省の「企業規模、学歴、労働者の種類別男子定年退職者の退職金額」によると、平均一一六二万円から一二七九万円が支給されている。退職金は、老後の生活を支えていく重要な糧であり、当面シルバー貯金の創設が難航していることからしても老人等マル優の限度額を引上げる必要がある。

以上の理由からも明らかなとおり、限度額引上げの実現を図ることは緊急の課題である。しかし、九三年度の税制改正を討議する政府税制調査会の利子・株式譲渡益等課税小委員会は限度額引上げを否定する意見が大勢であったとする報告書をまとめるなど、厳しい情勢にあることを極めて遺憾に思う。

したがって、われわれはここに再度、老人等マル優限度額の引上げの実現が図られるよう関係する省庁、諸機関に対して申し入れるものである。

一九九二年一月三〇日

日本社会党政策審議会
郵政対策特別委員会

郵政対策特別委員会委員長

岡田利春

総理大臣

宮沢喜一 殿

(注) この「申し入れ」は、宮沢総理、渡辺郵政大臣、羽田大蔵大臣、自民党の武藤税調会長、岡野通信部会長に対して行った。

一九九二・一二・二

当面する郵便貯金等の利子非課税問題に対する我々の具体的取り組みについて

日本社会党政策審議会
郵政対策特別委員会

郵便貯金に対するサービスの改善、制度の改革を求めて国民・利用者から例年になく大きな声が寄せられている。特に今年が、利子所得課税の「五年見直し」の時期にあたることから、郵便貯金に係わる三つの利子課税の改善を図るべきである、とする動きは活発である。われわれは、こうした声を積極的に支持するものである。

郵便貯金の改善すべき利子課税の第一は、六五歳以上の老人・身体障害者手帳の交付を受けている方々等が利用できる老人等マル優制度の限度額、現行三〇〇万円を七〇〇万円に引上げることである。第二は、老人等マル優限度額を超過した場合、その貯金額全体が利子課税対象とされる「根っこ課税」の解消を図ることである。第三は、国際ボランティア貯金の寄付に充当分の利子を非課税にすることである。

当面、われわれ郵政対策特別委員会にとって最大の課題は、この三つの課題の実現に向けた取組みを強めていくことにある。以下は、これまでの経過・現状と今後の具体的取り組みについての考え方である。

1. 老人等マル優制度の利子非課税限度額の引上げに対する具体的取り組み

(1) これまでの経過・現状について

① 一九八七年九月（第一〇九臨時国会）、マル優（少額貯蓄非課税制度）の原則非課税を盛り込んだ所得税法等の一部改正案が成立（施行は八八年四月）した。この改正に伴い、老人や身体障害者に対する非課税制度（老人等マル優）は、他の少額貯蓄非課税を廃止して再スタートした。新しい老人等マル優制度は、六五歳以上の者や身体障害者手帳の交付を受けている者等が郵便貯金、銀行に預貯金する場合に利子を非課税にできる。その限度額は、それぞれ三〇〇万円である。

② 現在、老人等マル優制度の利用状況は、郵便貯金約一、一八八万人（九二年五月）、銀行一、三七四万人（九二年三月）である。なお、郵便貯金の場合の非課税制度利用総額は約二三兆四、〇〇〇億円（元本）で、二〇〇万円超が四九・七%、さらに、このうち三三・三%が限度額いっぱいの三〇〇万円となっている。

④ 八七年の所得税法改正の際、附則で利子所得課税について「五年見直し」を明記している。来年（九三年）四月が施行後五年となる。郵政省は九三年度予算編成・税制改正・重要施策の中で老人等マル優の限度額、現行三〇〇万円から七〇〇万円への引上げを要求している。しかし、政府税制調査会の利子・株式譲渡益等課税小委員会は、限度額引上げを否定する意見が多数であった、とする報告書をまとめ、また、大蔵省は税収見通しを理由に難色を示すなど、厳しい情勢にある。

(2) 三〇〇万円から七〇〇万円に引き上げ。

① 高齢者・福祉対策の立ち遅れに加え、最近の経済、社会の激変を考えた時、六五歳以上の高齢者、身体障害者手帳の交付を受けていける方が利用できる、老人等マル優制度の利子非課税限度額の引上げの必要性はますます高まっている。高齢者や身体障害者を始めとする国民各層からは、引上げを切望する強い声が寄せられている。

すでにわれわれは、通信委員会の審議等を通じて繰り返し限度額の引上げを強く迫ってきている。

今回、郵政省が打ち出した三〇〇万円を七〇〇万円に引上げる案は、われわれの考え方とほぼ基を一つにするものであり、これを支持していきたい。

② 利子非課税限度額を引上げる主な理由は三つある。その一つは、物価調整の観点から必要だという点である。郵便貯金・銀行等に対する利子非課税の限度額各三〇〇万円が決められてからすでに一九年が経過する。この間、消費者物価は二・四倍に上昇しており、七〇〇万円への引上げは物価調整として必要不可欠と考える。

二つは、利用実態から制度の充実を図っていく必要があるという点である。現在、郵便貯金を一、一八八万人（九二年五月）、銀行等を一、三七四万人（九二年三月）などの方が老人等マル優制度を利用している。高齢化・福祉対策がたち遅れている中、高齢者、身体障害者等の自助努力を支援する老人等マル優制度の充実、つまり限度額引上げは、当然のことと考える。

三つは、退職金に対する利子非課税・シルバー貯金創設が停滞していることから、老人等マル優制度の充実を緊急としているという観点からである。労働省の「企業規模、学歴、労働者の種類別男子定年退職者の退職金額」（一、九八九年一月～一二月）によると、平均一、一六二万円から一、一七九万円が支給されている。退職金は、老後の生活を支えていく重要な糧であり、当面、シルバー貯金の創設が難航していることからしても老人等マル優制度額を引上げる必要がある。

また、この他、景気対策による預貯金金利の大幅低下によって受取利子額が目減りしている点や、非課税限度額の引上げに踏み切ったとしても、新たに非課税となる利子分に見合う税収は預貯金の自然増分でまかなうことができ、税収そのものの減少にはつながらない

ないことなどの理由をあげることもできる。

2. 老人等マル優の限度額超過に対する「根っこ課税」解消への取り組み

(1) これまでの経過・現状について

① 郵便貯金の利子非課税制度を利用して約一、一八八万人のうち約二万人(〇・二%)が限度超過(三〇〇万円をオーバー)しており、これら超過者は限度額をオーバーした時点から預金総額に対して利子課税が適用されるという問題が生じている。つまり、限度額を超過した郵便貯金者に対しては、老人等マル優制度の恩恵がまったく受けられないということである。(これを「根っこ課税」と言っている)

② 通信委員会の審議等を通じて「根っこ課税」の改善を強く求めてきた。

(2) 所得税法の改正で「根っこ課税」解消へ

① 老人マル優の限度額を超えた場合、その預金総額全体の利子が課税対象にされる「根っこ課税」問題の解消を図るために、課税根拠となっている所得税法第九条の二を改正する必要がある。

② 「根っこ課税」問題が生じないよう、郵便局窓口での周知徹底を図るとともに、非課税限度額のチェックを可能とするシステムの確立を急ぐ必要がある。

3. 国際ボランティア貯金を利子非課税にする取り組みについて

(1) これまでの経過・現状について

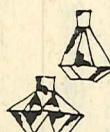
① 一九九〇年(第一一八特別国会)、「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄付の委託に関する法律」の成立によって、通称「国際ボランティア貯金制度」が九一年四月からスタートした。この制度は、郵便貯金利用者の申し込みによって郵便貯金利子の二〇%を寄附金とするものである。寄附金は、非営利の民間援助団体(NGO)を通じて「開発途上国」の住民の福祉向上に寄与する援助事業及び世界的に注目される非常災害の被災住民のための緊急援助事業に対して配分される」ことになっている。

② 一九九二年四月一〇日現在の「国際ボランティア貯金」加入者は、約九二七万件(累計)となっている。九〇年度の寄附金総額は、約一億九〇五万円(税引き後、税相当分は約二億七〇〇〇万円)、九一年度は約一七億一五八〇万円(同、六億六二〇〇万円)であり、すでに配分されている。

(2) ボランティア貯金の利子非課税への取り組み

① 国際ボランティア貯金に寄付される利子を非課税にする必要がある。これらの点については、通信委員会の審議等を通じて主張している。

② 大蔵省の主張は、a 利子所得は、分離課税として処理している、b 一万円以下の寄付控除は事務負担の観点から不可能、c 国際協力などは税金の使途配分によってすでに実施している――というものである。



〔シャドーキャビネット関係〕

一九九一・一一・一一

＊ボスト後期対策等

に関する申し入れ

わが国の水田農業は、国土保全や食料の安全供給の上から重要な役割を果たしてきたが、近年の低米価政策や大幅転作等で、農家経営は悪化の一途をたどり、担い手の減少・高齢化がすすみ水田農家の離農や耕作放棄地の増加を招来させている。

平成五年度からのボスト後期対策の取組みに当たっては、コメの国内完全自給の基本にたって、食料自給の向上、水田の多面的価値を促す積極的活用、コメの在庫確保に留意すべきである。

以上の状況を踏まえ、左記の事項の申し入れについて、その事実を強く申し入れる。

記

- 一、加工原料用米を含めたコメの国内完全自給を堅持すること。
- 二、食管制度を堅持し、国の責任によるコメの全量管理を行い、適正な在庫の確保をはかること。
- 三、転作作物の振興を通じた食料総合自給率の向上をはかること。
- 四、転作等目標面積は営農の安定をはかるため、四年度の転作緩和との継続性を確保すると同時に、対策期間は五年とし期間中固定をはかること。また、転作面積の配分にあたっては国と行政の責任のもとで行うこと。
- 五、転作助成金については、水田面積の恒常的確保をはかり、中山間

地域の所得補償の観点から現行以上とし、その配分については、地域の自主性を生かすこと。

- 六、転作や水稻作の条件整備をはかるための予算の確保を講ずること。
- 七、コメの制度別、用途別の需給均衡をはかること。そのため政府米、加工原料米についての生産誘導を進める助成措置を講ずること。また、多用途利用米の確保のため、流通助成策を講ずること。
- 八、自主流通米の価格安定と自主流通適格銘柄の集荷対策の助成を確保すること。
- 九、予約概算金制度の維持強化をはかること。
- 十、「調整品」名目の食品輸入に関しては、食管制度の形骸化につながらぬよう制限を強化すること。

右、申し入れる。

一九九二年一月一日

日本社会党中央本部

中央執行委員長 田辺 誠

農林水産局長 谷本 たかし

農林水産部会長 辻 一彦

シャドーキャビネット

農林水産委員長 村沢 牧

大蔵大臣 羽田 孝 殿

※同じ申し入れを同日農林水産大臣宛にも行いました。

一九九二年一一月二十四日

コメ市場開放阻止

に関する緊急申し入れ

継続・強化、自國農業保護の権利を主張すると共に、飢餓・貧困に苦しむ途上国の経済的・社会的発展を考慮した新しい自由貿易のルール作りを主張すべきである。

右、申し入れる。

一九九二年一月二十四日

日本社会党中央本部
中央執行委員長 田辺誠
コメの市場開放阻止・農業再建闘争本部長

農林水産大臣 殿

農水委員長 伊藤茂
シャドーキャビネット

農林水産局長 谷本たかし
農林水産部会長 辻一彦

農林水産大臣

田名部匡省 殿

ガット・ウルグアイラウンド農業交渉をめぐる情勢は、先週末、アメリカ・EC間の農業交渉が合意に達した事により、協議の場は多国間交渉に移され、年内にも基本合意に向かうと報じられている。そしてわが国のコメの市場開放はもはや避けられないというのが大方のマスコミの論調である。

しかし、これまでわが党が何度も主張してきたように、アメリカとECは双方とも巨大な食糧輸出国であり、ドンケルペーパーに至っても今回の米・EC合意案にしても基本的には食糧輸出国の利益を最優先にした極めて不公平なものである。食糧輸出国の利益となる輸出補助金の存続は認めながら、食糧輸入国にとっては自國農業の崩壊にもつながる例外なき関税化を押しつけようとするのは、公正な自由貿易を指向するガットの精神にもとると指摘せざるを得ない。

関税化の受け入れによるコメ等の農産物の市場開放が、わが国農業者に将来展望を失わせ、農業・農村の崩壊に拍車がかかり地域経済に重大な影響を及ぼすことは必至である。また、ポストハーベスト農薬などに汚染された食料品が輸入されることにより、人体に極めて有害な食品が食卓に並ぶことも懸念されている。さらには、わが国の食糧自給率の低下による農産物輸入の増大が、途上国のさらなる飢餓と貧困、環境破壊をもたらすことは明らかである。

以上のことから、政府はガット・ウルグアイラウンド農業交渉の場で食糧輸入国の立場から、コメ市場開放阻止、農産物の輸入制限等の

学校五日制推進に

ついての申し入れ

日本社会党シャドーキャビネット文化教育委員会は、九月四日「学校五日制と教育改革」と題する見解を発表しましたが、九月一二日より五日制が正式に発足したことを受け、学校五日制実施に伴う実態と問題点を把握するため、全国三地域に亘り調査を行いました。その概要と問題点及び今後必要とされる対策は、下記の通りであります。文部省におかれましては、内容を検討の上その実現に向けて努力されるよう要請します。

記

A. 調査の期日と対象

一〇月八日	岩手県	前沢町（中・高・養護 三校）
一〇月二三日	石川県	金沢市（小・中・高・養護 六校）
一〇月二九日	大阪府	（小・中・高・二校）

B. 実態と今後の課題

I. 教育課程の編成

実態の概要

- ①土曜休日の時数を他の曜日に上積みする実態が多い。特に幼稚園・小学校より中学校・高校が、また高校の中でも「進学校」において、受験体制の影響からその傾向がつよい、上積みの日の七校時には「集中力」の限界をこえるとの声が多い。
- ②土曜休日の時数をカットする場合、美術・音楽・体育・学校行事等にシワ寄せされる傾向があり、全人教育という面で問題がある。

- ③一部の高校では土曜休日に出校、補習授業・模擬テストなどを実施している例が指摘された。

対策

- ①学習指導要領の見直し
- ②学習内容の精選。教師による「自主編成」推進。
- ③入試制度の改変。受験競争の解消。全人教育の重視。業者テストの入試利用規制。（後掲）

II. 土曜休日を支える諸条件

実態の概要

家庭の問題として、親がその日家庭にいないという実態が残されており地域社会でもハード面・ソフト面での受皿が不十分である。

対策

- ①親の週休二日制の実現。当面、土曜休日に合わせた親の休業日の確保。
- ②地域の体育・文化等の施設の整備。学童保育所等の活用。
- ③学校開放に伴う指導員等の配置。事故発生時の責任の所在、補償等の対応等。
- ④地域社会における、教育と福祉の結合による総合的な態勢づくり。（老人・児童・障害者福祉の総合化）

III. 障害児学校における五日制の推進

実態の概要

養護学校に入寮、又は通学している児童生徒の土曜休日の実施には、いくつかの困難点がある。家庭や地域社会の受け入れ態勢、生活のリズムの変化に伴う児童生徒の障害発生等の問題点が指摘されている。

対策

①学校開放の要望は、他分野より強い。指導員の配置、父母の会、ボランティア等の協力態勢の整備が必要。

②帰郷した児童・生徒への「出前学校開放」の検討。その地域での住民との接触・協同化ノーマライゼイションの推進が課題。

③体験旅行・遠足の要望がつよい。マイクロバスの配置など。教職員の負担軽減

IV. 課題。

土曜休日の出勤を解消（教職員も親である）

週休二日制の実現をめざす。

V. 完全学校五日制に到るプログラムを

一九九四年度 月二回

VI. 完全実施を目標に諸条件の整備。

おわりに五日制実施を、教育の本質を問い合わせ直すきっかけとするべき。

- (1) 学校五日制の実施に当たって、技術的な時間数操作にとどめることなく、教育とは何かの学力とは何かを根本的に問いつける「芽」が出ている。八〇年の人生を支える真の学力を追求し、それを阻んでいる受験体制・管理教育を変えることが必要。そのためには①入試制度の改変②学歴社会・学校歴社会の解消等の具体的手段が必要。（例、大学受験における資格検定制度の拡充。就職時の履歴事項その他からの学校歴の抹消等）
- (2) 障害児（者）教育・福祉面でのノーマライゼイションをめざした地域づくりの「芽」が出ている。①地域における教育・福祉計画の一体化総合化②地域生活への障害児の受け入れ態勢の充実強化。（障害者にやさしい街づくり。地域の諸行事への障害児の参加等）

日本社会党シャドーキャビネット
文化教育委員会

委員長 嶋崎 謙

副委員長 沢藤 礼次郎
肥田 美代子

文部大臣 島山邦夫 殿

一九九二・一一・一九

業者テストの高校入試に

おける利用について申し入れ

1. 業者テストの結果を高校入試の判定材料として使われていることについての文部省調査は、どのような方法・内容で行われたか、明らかにしてほしい。
2. 業者テストを高校入試に利用することは好ましくないと思うが、どうか。
3. 文部省は埼玉県に対して業者テスト利用について、県教委の立場を支持したと伝えられるが、他の八都県に対する対応はどうか。

日本社会党シャドーキャビネット

文化教育委員長 嶋崎 謙

譲

文部大臣 島山邦夫 殿

児の参加等)

「二一世紀の国連と安全保障を考える」シンポジウム

〔第一部 国連改革と日本の貢献〕

問題提起

日本社会党 シャドー キャビネット
外交委員長 久保田 真 苗

冷戦構造の崩壊過程を通じて、国際政治の目としての国際連合の改革への提言は次第に活発化し、本年六月一七日にはガリ国連事務総長が「平和への課題」という報告書を安全保障理事会に提出して反響を呼んでいる。今次国連総会でもさまざまな意見が開陳されたほか、団体や個人が提言を行っている。安保理自身もガリ提案について討論を行い、来春までに結論を出す予定という。

国際社会の大きな変化を平和の方向へ導くのに、国連がもつとも役立てる方法は何か。日本は平和の構築にどう寄与すべきか。日本の平和主義に根ざす提案は、私たち自身が行わなければならないだろう。

I. 平和の調停者、構築者としての国連

国連憲章は一義的に国際紛争の平和的手段による解決と、武力による威嚇又は武力の行使の回避を要請し、紛争当事者が交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関の利用等、平和的手段によって紛争を解決することを義務づけている（六章三三条）。

しかし、湾岸戦争その他の地域紛争における暴力的傾向を通じて、国際社会の主たる関心は軍事面に向けられ、平和的手段の開発、活性化についての熱意は低い。紛争はこれからも起ころうが、平和的解決への道が広く開かれていなければ、永続的平和は望むべくもない。日本は国連の平和的手段の充実、開発に全力をあげるべきである。

(1) 国際司法制度の改革

法律的紛争は原則として国際司法裁判所に付託されなければならず（三六条）、ガリ報告もこれについての改善を求めていた。今日、民主主義社会においては紛争の暴力的解決が許されないように、国際社会も究極的に武力に変わる法の支配をめざし、国際司法制度の確立を急ぐべきである。

- ・ 安保理が紛争を世界法定に提出するよう勧告すること（ガリ報告）
- ・ 裁判管轄権の確立

世界法廷の管轄権を二〇〇〇年までに全加盟国が受け入れること（ガリ報告）

（現状では司法裁の管轄権を受諾している加盟国は三分の一に満たない。安保理常任理事国では英国のみ。日本は受諾）

- ・ 勧告的意見の活用
- ・ 小法廷の活用（ガリ報告）

裁判基金の設置

裁判の費用を援助するための信託基金を設け、どの国も裁判制度を十分に利用できるようにすること（ガリ報告）

以上は現行法規の枠内の改革だが、新しい事態に対応するため次の制度改革も必要と考えられる。

・政府以外の者に提訴の道を開くこと

現在の司法裁は国（政府）のみに提訴権を認め、政府でない者の提訴の道は閉ざされている（国際司法裁判所規程三四条）。しかし、今日の紛争は国際的紛争であるよりは、国内紛争が大部分であり、文民の犠牲と人道上の問題を特徴とする実態を考慮して、マイノリティー、エスニック、難民等のグループ、あるいは国際機関（公益）の立場からの提訴に道を開くべきであろう。

国際刑事法廷の新設

ジエノサイド条約（一九四八年）は集団殺害を国際法上の犯罪と認定し、その行為者個人を統治者、公務員、私人のいかんを問わず処罰するとしている。しかしこれを受ける国際刑事法廷は存在しない。重大な非人道的犯罪も解明されることなく放置されている。公平性、公開性の見地から、國益にとらわれない独立した国際刑事法廷の新設が必要である。

軍備規制・武器貿易規制

憲章は、世界の人的・経済的資源を軍備に転用することを最小にするために、軍備規制の方式を策定する責任を安保理に課している（二六条）。最近欧米において軍事削減の趨勢が生じていていることは、またとない好機であり、安保理事国は専ら率先して軍縮を行い、安保理を通じて軍備規制に取り組むべきである。

・専守防衛原則の適用

当面、専守防衛を基準とする軍備規制策に取り組む。この場合、軍事参謀委員会を構成する常任理事国が核保有国、武器供給大国である実情にかんがみ、安保理の内外を問わず、平和的実績に応じて、他の諸国が参画すること。

・武器貿易登録から規制へ

冷戦下の地域紛争において、常任理事国は最大の武器供給国で

あつた。冷戦終結は好機とはいえ、かえって中東、アジア等への

輸出に活路を求める傾向が懸念される。昨年の通常兵器登録制度の国連決議（日本提案）を第一歩として、攻撃性兵器から規制を進めるとともに、独立した監視機関の設置が必要である。

・核不拡散と核実験禁止の並行的強化、ブルトニウム政策の見直し
・経済援助の指針

・軍事費、軍拡、武器貿易、民主化、人権等をわが国のみならず、加盟国、国際機関による経済技術協力の決定要素として導入を進めること。

(3) 選挙制度普及のための協力

一人一票にもとづく普通選挙は、国際的に受け入れられた大原則であるが、現実にはさまざまな理由で困難をかかえている国が多い。武力による権力闘争を、選挙による民主政治におきかえるための国際協力が必要である。このため、選挙制度法制化のための協力、訓練機関や監視機関の設置、普及教育への援助等が望まれる。

II. 強制措置についての考え方

憲章は国際の平和及び安全を維持し又は回復するために安保理が勧告をし、又は非軍事的及び軍事的措置をとることができるとしてゐる（七章）。平和的手段を尽くし、非軍事的措置を尽くした後の七章方式国連軍は未だ行われたことはなく、実績があるのは憲章に規定のない平和維持軍だけである。湾岸戦争においては、安保理は武力行使の権限を無条件で他国籍軍に与えた。ガリ報告は新たな状況下での七章軍の可能性を指摘するとともに、交渉の開始を勧告している。しかし当分は実現しないであろうから、新たに七章軍とも平和維持軍とも区別される平和実施部隊の創設を勧告している。報告からは次の点が

看取される。

〔要点〕

七章軍の任務は公然たる侵略に対応することにある。しかし、その軍は最新兵器を装備した大規模な軍隊の脅威に対抗できるほどものになることはないであろうが、より小規模の軍隊の脅威には対処できるものと予測する。

平和実施部隊（志願する部隊で構成、重装備、広範な訓練、事務総長指揮、常時出動態勢）は平和維持軍の任務を上回る任務に任ずるが、軍事力行使の方式は必ずしも明らかではない。七章四〇条の暫定措置として正当化できるとしている。

予防的展開の一環として、国際紛争における国境の双方又は一方への展開に加えて、国内の危機に対処するため、その国の政府の要請又は同意を前提として、国連の人道的介入は可能としている。憲章は内政不干渉の原則を掲げているが、昨年の国連総会の決議一八二（91.12.19：自然災害その他の緊急事態に対する人道的援助）に盛られた指導原則（主権、領土保全、国家的統一、人道、中立、公平等）に照らせば憲章をクリアできるものとしている。

以上をくくってみると①七章軍②平和実施部隊③平和維持活動④加盟国への武力行使権の付与——という四つの形態の存在または可能性があることになる。このうち軍事力の行使について、憲章に明示的に定めのあるものは①だけで、他は安保理の裁量によるところとなる。またその対象は、国内紛争、地域紛争である。七章国連軍は未知のものながら、その集団安全保障力に一定の限界が予想されるとすれば、今後とも④の活用、併用は行われるかもしれない。PKOと、より軍事的な平和実施部隊との実際上の区別はどこまで可能なのか、いやしくも軍事力の行使について憲章に明示されない方式が正当性をもちう

るのか、政府の要請による人道的救援が軍事力行使を伴う場合、それがゲリラ鎮圧の具におちいることはないのか、人道的介入の基準、交渉のテーブルはどのように保障されるのか、等々も解説されなければならない。このことは軍事、非軍事、資金拠出を問わず加盟国的一切の協力体制にかかわってくる問題であろう。

制裁を全くなくすことは不可能かもしれない。しかし七章下の強制措置が軍事、非軍事とも民衆、周辺国、国際社会にマイナスの影響を与えることも少なくないので、極力これを回避することを前提に、平和的手段を拡充するためのイニシアティヴがいま最も必要とされている。国連は何よりもまず、武力を使わずに、いかにして平和を構築するかという新しいアプローチに挑戦すべきではないか。

III. 国連の民主化

第二次世界大戦の末期につくられた国連憲章は、再び戦争の惨禍を避けるため、平和と安全の維持をもって国連の最優先の目的とした。このため安全保障理事会及びその常任理事国に特別の地位と権限を与えた。その後、植民地の独立によって多数の途上国が国連に加盟し、加盟国が三倍以上になつたばかりか、国連に期待される役割も、経済、社会、人権、環境へと拡大し、人類の福祉のための国連という側面が強まっている。これは安全保障の基盤的条件としても無視を許されない趨勢である。国連は人間をとりまく諸問題の面で、多くの実績を上げてきたが、とくに安全保障や経済関係できしみが目立ってきたことも事実である。

国連が政府の集合体であつて、民意の反映に欠け、主権者としての国民からほど遠い存在であることも大きな限界である。このため次のような改革を検討する必要がある。

(1) 安全保障概念の拡大

人間をとりまく諸問題を安全保障問題の一環として位置づける。安保理をそのようなものに改組するか、総会、経済社会理事会、国際司法裁判所等の相対的地位と権限を引き上げる。または、経済、人権、環境等を扱う安全保障理事会を新設する。このことによって現在三権を集中的に集めた安保理にチェック・アンド・バランスを利かせる。

(2) 非政府者の参画と立場の強化

国連が政府の集合体であって、欧州議会のように国民の投票にリンクされて民意の影響を保障するものでないことは組織的な欠陥である。もちろん国連は各種委員会に専門家を加え、あるいはNGOを組織するなどの方法によってこれを不十分ながら補ってきた。しかしそれは経済社会理事会の分野に限られている（七一条）。なぜ平和と安全の分野には及ばないのかは、NGOの不満とするところである。

このため当面は代表団の中に議員やNGOを加えること、安全保障の分野においてさまざまの角度から監視を行う独立の委員会を設けることなどが考えられる。

国連は民主主義を養護するための活動を行ってきた。自らも民主化の努力を怠ることはできない。

IV 日本の貢献

日本国民は国際社会の中で平和的貢献を願う一方、武力行使は望んでいない。これは自らの体験を通じ、憲法にも支えられて形成された貴重な財産である。日本の国際的貢献はこの国民の意思を土台とするものでなければならない。

また国際貢献は、自國が優れた実績をもつ分野を主体とすることが、効果のうえからも信頼性のうえからも望ましいのは当然である。この

ため日本の国際貢献は、①紛争解決における平和的手段の充実、開発および②環境を含む社会的、経済的開発――を二本柱として、国際法の発展、国際傘下機関の構造改革とフィールド・ワークにおけるインシアティヴをもち、知的、人的、資金的寄与を行うことに全力をあげるべきではないか。国民的合意に支えられない限り意味のある国際貢献は望むべくもない。このためまず、

- ・国際協力の柱となる平和的手段の開発計画、社会経済開発計画を、国民各層の参加を得て作成し、自ら実行するとともに、国連に提案すること。

- ・途上国にも協力できるエネルギー源の開発に努め、外交上のダメージの大きいブルトニウム政策の転換を図ること。
- ・ODAの四省庁体制をやめ、各省、議員、NGOなどが参加する開かれた企画の場をつくり、透明性を高めること。
- ・「生活大国」の実績をあげ、世界の社会開発をリードするにふさわしい国民生活を実現すること。
- ・PKOについてはいたん法律の成立をみたが、問題が残り、今後も発生の可能性が大きい。国連において「戦わない軍隊」といわれる平和維持軍を、軍事力行使と明確に一線を画する警察活動の枠組に改組し、憲章に位置づけることができれば、参加を検討する余地がある。

- ・安保理の常任理事国への参加については、日本が武力を使わずに平和の構築をするという新たな役割に徹するのでない限り無意味である。大国外交への追従と上乗せでは南北の亀裂、対立を深める要因となろう。国連機構の抜本的改革とあいまって検討すべき問題である。

以上、問題提起を試みたが、不十分な点はあまりにも多い。諸賢のご提言を乞う。

一九九一・一一・二五

「――世紀の国連と安全保障を考える」シンポジウム

〔第二部 アジア太平洋の安全保障と日本の防衛〕問題提起

日本社会党シャドー・キャビネット

安全保障委員長 上原康助

はじめに（情勢の特徴）

戦後四七年余を経て、私たちがいまだかつて予測しえなかつた「東西冷戦構造」の劇的な崩壊が起こり、いま、新たな変化の時代が着実に到来してきている。この冷戦後の国際社会の著しい特徴は、国際連合の復権、国際的連帯行動が次第に一般化しつつあることであり、第二次大戦後四〇年余にわたつて軍事的に対決し続けてきた米ソの超大 国体制が崩壊する一方で、同盟国の支援によつて米国のみの軍事的 「極」はかろうじて維持されているものの、長期にわたる軍備増強路線による経済力の著しい低下から、この一極支配の維持能力も減退し、再検討を余儀なくされていることなのである。

このように、いま、世界の新秩序システムは、従来の米ソ主導による「直列型」から国連中心の「並列型」ないしは「合議型」へと転換されつつあり、先進諸国間では総じて軍事力および軍事費の削減がなされつつある。とくにヨーロッパにおいて、冷戦後の平和の配当が目に見える形でなされつつある。

これにひきかえ、日本を含むアジアにおいては冷戦崩壊後の目に見える平和の配当がほとんどなされていない。むしろ、防衛庁や一部の軍事評論家は、アジアは別だとする見方さえしている。この点にどう反駁するか。もともと冷戦の有無とは関係なく、固有の自衛権とそれに基づく自衛力整備であったのならともかく、日米間で旧ソ連が重大な脅威だとして日米安保体制の強化と自衛隊の増強を図ってきたことは紛れもない事実だといえよう。したがつて、ソ連の脅威が著しく減少したとの認識が一般化した今日において、当然、日本も欧米並みに防衛政策を見直すべきである（参考：92防衛白書など）。

このように国際情勢は大きな変化をたどつてきているが、冷戦構造下において社会党は、憲法擁護を基本として、「平和四原則」「社会主义への道」「石橋構想」「社会・公明連合政権構想」「違憲・法的存在（違憲・合法）論」、そして昨年の「平和の創造」に至るまで、実際に多年の党内論議を踏まえて、真摯な努力を積み重ねてきた。

このような努力があつたればこそ、日本の軍事大国化を食い止め、経済大国として成功を収めたといえる。その反面、「非武装中立」という憲法理念に忠実なあまり、時代の変化に的確に対応した安全保障政策を提示することにまで否定的となり、今日の自衛隊の肥大化をしてしまったとの批判意見も強いものがある。

私たちは、党の先達の努力を高く評価するとともに、党の歴史的遺産ともいえる憲法擁護・反戦平和の闘いを、今日の情勢に照らして、より発展させていくため、新時代を展望した安全保障政策を具体的に提示していくなければならない。そのためには党内論議を積み重ね、広く国民の声にも耳を傾けていくことが必要であり、本シンポジウムはその一環として政策の素案づくりに資することを意図したものである。以下、所見を交えて若干の問題提起を行いたい。

I. 新しい政策を策定するにあたつての留意事項

「平和の創造」が、党の機関決定を得た政策・提言としてある以上、これから進めていく素案づくりは、それとの整合性、継続性を配慮する必要がある。同時に、「平和の創造」策定時と比べ、内外諸情勢が大きく変化してきているので、新しい思考、視点から素案づくりを進めいくのが良いとの考え方もある。パネリストの方々のご意見をお聞かせ願いたい。

II. 平和時の防衛力の水準

冷戦終結後の日本の防衛力の限界、換言すると平和時の防衛力の水準を、質・量面でどの程度に想定しうるかという問題がある。

この政策（構想）提示は、現在の自衛隊の実像から、また防衛問題が動的な面が強いことから、なかなか安易な課題ではない。しかし、ある程度、目標にできる水準を持たなければ、今後、自衛隊の再編・縮小計画を進めるうえで、説得力をもたないことになるのでは、と懸念される。

例えば、量的面において

・自衛隊発足時点

・四次防が終わった時点（防衛計画大綱策定期）

・中期防衛力整備計画の策定期

量的面において、少なくとも防衛計画大綱（別表含む）に盛られていなかつたものは、漸次削減していく。

・九〇大型戦車の取得中止および戦車部隊の縮小

・洋上防空体制

・リムパック演習など域外洋上演習

・イージス艦など大型護衛のあり方

・P3C哨戒機の大量配備

・AWACS取得の中止

列記した装備取得およびそれを補完していくための自衛官の増員などは、政府自らが主張してきた専守防衛の枠を著しく踏み出しているばかりでなく、防衛計画大綱の基礎となつた基盤的防衛力構想を無視している。「ソ連の脅威」に対処するためと称して、八〇年代軍拡計画のなかで、高価な買物ならびに防衛力（戦力）展開が進められてきた。

したがって、「ソ連の脅威」が消滅した今日、最低限、防衛計画大綱に明示されていなかつた装備等については、厳しく再検討すべきであると考える。

III. 日米安保体制

日米安保体制は、そもそも日本の独立（沖縄切り捨てを条件とした）とひきかえに、冷戦下において旧ソ連邦を日米両国の共同の敵と位置づけ、「ソ連の脅威」と、共産主義諸国に対処していくことを最大のネライとしてつくりあげられてきた。同時に米国の世界戦略日本を引き込んでいく手段としても、軍事的、政治的に、さらには最近では経済的にも利用されてきている。

戦後四〇年余の間に日米安保体制は、条約本来の目的（第五条の日本防衛義務、第六条の極東条項など）にも大きく逸脱し、米軍がわが国に存在する基地から世界のどこへでも軍事行動が展開できるようになってきている。加えて、有事における共同対処への自衛隊の組み込みが進む一方で、在日米軍は駐留経費の全額日本側負担を求めてきている。

この実態は、条約および地位協定の内容を無視したもの、もしくは拡大解釈したものと言わねばならない。私たちは日米関係を重視していくことに変わりはないが、冷戦構造が崩壊した以上、当然、日米安

保体制についても抜本的再検討が必要だと思う。

党は、クリントン新政権の誕生にあわせて、安保条約に代わる経済重視の日米関係樹立を積極的に働きかけていく必要がある。日米安保体制はどうに再検討していくべきか、ご議論をお願いしたい。

IV. 日本の国際貢献

国連の復権、地域間紛争、民俗間の衝突、自然災害、飢餓などに対する国際支援協力の必要性はますます高まっている。これまでも、日本は他の先進諸国にひけを取らない資金的、物量面の貢献を行ってきた。

問題は人の派遣のあり方である。過般のPKO法の成立の過程において、党は「非軍事、文民、民生」を原則とする代案を提示して開拓してきた。現在も、その理念と方針は堅持されている。カンボジアにおいて停戦合意が守られない現状をみれば、自衛隊派遣はやはり問題があるといわなければならない。自衛隊とは別組織の国際平和協力隊を編成できると仮定した場合、自衛隊の持つ能力、装備などを国際貢献に役立てることはどう考えるべきなのか。その際、必要な法的整備とPKO派遣五原則の遵守が前提条件でなければならない。

V. 憲法と自衛隊の位置づけ

安保・自衛隊、つまり安全保障をめぐる論議は、社会党結党以来、「宿命的論争」「宿命的党内対立」を引き起こす難題として、これまで党内で激論が交わされてきた。

憲法前文および第九条を厳格に解釈すれば、現在の自衛隊（陸、海、空）の組織やその保持する装備が、憲法の意図していかなかった形で肥大化してきたことは間違いない。その意味において、自衛隊の現状は

明らかに憲法に抵触した存在だといえる。

しかし、防衛庁設置法、自衛隊などにより法的に存在していることも事実である。この現実を直視して、どのようにして自衛隊の改革・再編・縮小を漸進的、段階的に推進していくかということが、新宣言以降の党の方針となっている。今日、この方針をどのようにして、より具体化、豊富化していくかが問われていると考える。

この場合、憲法と自衛隊の関係、位置づけをどうするか。タブー視せずに党内論議を交わし、一定の指向性を党内外に示すべき時期に至っている。その際、安全保障基本法（仮称）を制定させ、憲法の理念および党の今日までの政策を含め集約していく方法もあると考える。

自民党政権下で憲法理念を著しく逸脱しておし進められてきた自衛隊の現状を「現実」だとして追認することはできない。しかし、憲法の要請と自衛隊の実態がこれほどまでに乖離しているなかで、憲法理念が非武装にあるからとの「規範論」だけで対処しようとしても、歯止めにはならないのではないか。

憲法の規範論も大切だが、あわせて必要なことは、憲法理念を具体化していくための政策論である。党はこの難題にどう挑戦し、克服していくかが、いま強く求められている。

むすび

以上、若干の情勢の特徴を踏まえ、五点に絞って述べさせていただいた。

この問題提起がパネリストの方がたの討議の参考となり、今後の安全保障政策の素案づくりに役立てられれば、と期待している。

最後に、昨今の政治の腐敗ぶり、構造的ゆきづまりは、国民の政治不信をますます高め、その怒りは極に達している。この遠因・近因は、

わが国に政権交代の基盤がいまだなく、一党支配の政治が長年続いたからだと思う。社会党が政権を担う党へと脱皮できなかつた大きな要因のひとつは、この安全保障政策の不十分さにあつたことも、否認できないだろう。

ドイツ社民党（S P D）のエルグホルム党首は、過般の臨時党大会で「政権を握るには、いま責任政党であるように行動をしなければならない」と党内に呼びかけて、基本法（憲法）改正を決議したという。今度こそ、社会党も党内外の英知を集めて新時代を展望した国民の共感と理解、協力が得られる安全保障政策を立案して、「赤信号の党から青信号の明るい党へ」脱皮し、前進していくべきであろう。

【参考資料】

国際政治・軍事状勢について

第二次大戦後およそ半世紀にわたつて続いた東西冷戦体制は一九九一年一二月のソ連邦崩壊によつて最終的に崩壊したが、世界はいまだ米ソを二極とする冷戦秩序に代わるべき新秩序を手に入れていない。冷戦の終幕に伴ない、米口間およびヨーロッパ大陸において核軍縮、通常軍縮が大きな進展を見る一方で、ユーゴスラビアやC I S（独立国家共同体）など世界各地で民族紛争や地域紛争が頻発している。冷戦の終焉は人類に新しい可能性を開いたが、そのような可能性を生かす道は過度の楽観主義ではない。ポスト冷戦の複雑な世界の動きを客観的、リアルに把握することが、何よりも求められている。

共産主義体制の崩壊によつて、東西対立を軸とする軍事的脅威は大幅に減少した。とりわけ、それは米口間、歐州正面において顕著である。アメリカとロシア（ソ連）の間では、ゴルバチョフ時代から戦域核の全廃や戦略核の削減（S T A R T）など軍縮プロセスが一定の前

進をみていたが、エリツィン政権に交替してから、米口間の軍縮は加速的に進行している。一九九二年六月には、米口両政府は二段階にわたり戦略核弾頭を大幅に削減することで合意した。しかし、新规の核開発を止めるための核実験の全面禁止については合意がないなどの問題も残されている。

欧州大陸においては、軍縮・軍備管理の具体的な成果とともに、地域的な集団的安全保障システムを作り出す歴史的な実験が行われつある。軍縮・軍備管理面では、「欧州通常戦力（C F E）の兵員に関する交渉の最終文書」、「C S B M（信頼・安全醸成措置）」、「C S C E（信頼・安全醸成措置）」などがまとめられた。集團的安全保障システムの構築については、一九九二年七月にヘルシンキでC S C E首脳会議が開かれ、C S C Eの機能強化を明記した「ヘルシンキ文書一九九二」が採択され、これを受けた形で同年一一月のN A T Oローマ首脳会議で、N A T OがW E Uとともに欧州集團安全保障のための機関として活動していくことが確認された。また、N A T O加盟国と旧ワルシャワ条約加盟国との間で北大西洋条約理事会（N A C C）が設置された。N A T OがC S C Eの平和維持の実施部隊としての役割を強調した背景には、ポスト冷戦時代において、軍事同盟として生き残りを図ろうとする戦略がある。しかし同時に、E C 統合の動きと合わせて、欧州各国が地域的な集団的安全保障システムを作り出そうとしている歴史的な努力を軽視してはならない。

一方、アジア太平洋地域においても、脱冷戦の動きは始まっている。ロシア艦隊のベトナム・カムラン湾基地からの撤退、在フィリピン米軍基地の撤去など、米口の軍事態勢に一定の変化がみられるほか、政治面では韓中国交正常化や「朝鮮半島非核化共同宣言」などによつて、北東アジアの冷戦構造もほぼ崩壊しつつある。また、A P E Cへの中国、台湾の加盟をはじめ、A S E A N拡大外相会議での安全保障討議の開始など、アジア太平洋の地域協力の強化に向けたさまざまな協力

が始まっている。

しかしながら、一方でアジアは、「軍縮のヨーロッパ」とは対照的に軍拡が進んでいる。米国の台湾へのF16の売却、ロシアの中国へのSU27の売却だけでなく、たとえばASEAN諸国との九二年度防衛費はほぼ二桁の伸びを記録した。また、中国も海軍力を中心に軍備増強を続けており、こうした域内諸国の軍拡意向が地域の不安定化をもたらす恐れがある。すでに、南沙群島をめぐって、所有権を主張している中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイの間で問題が生じている。さらに、韓国と朝鮮民主主義人民共和国との核の相互検査問題は周辺諸国に大きな不安を与えていた。

しかし、たしかに中国などが兵力増強を進めているとはいえ、それがただちに域内の大きな脅威になるとの見方をとるべきではない。客観的に見て、中国は兵力を外国に投入する能力を有しているとは言えず、今日の軍事力増強は兵力の近代化をねらいにしたものであると判断できる。いずれの国も憂慮すべきものであるが、アジア太平洋の安全保障の強化の立場から言えば、必要なのは脅威を煽ることではなく、対話を通じて相互的な軍縮プロセスを進めていくことである。

このように、冷戦体制の崩壊は、東西対立を直接的な契機とする軍事的脅威を大幅に減少させたが、他方、民族的対立や域内の利害対立、国内の政治的混乱などを原因とする地域紛争が頻発しつつある。湾岸戦争やユーゴスラビア内戦はそうした地域紛争の典型であると同時に、これらの紛争は国連が果たすべき役割の限度について回答を迫った実例でもある。また、こうした地域紛争に加えて、難民、環境汚染、貧困、エイズなど、従来の「脅威」とは異なる「非在来型の脅威」が増えてきている。直接的な軍事的脅威から「非在来型の脅威」へと紛争要因が多様化するに伴ない、軍事力だけに頼る安全保障政策から、多様な選択肢をもつた新しい安全保障政策が求められている。冷戦時代

には「共通の安全保障」の考え方が安全保障政策の中心に置かれたが、今日では、「軍事安全保障」に加えて、「経済安全保障」「環境安全保障」などを含めた「包括的な安全保障」政策を地球規模で実施していくことが必要となってきた。

また、冷戦の終焉は、米ソを核とする軍事同盟システムから、地球レベル、地域レベル集団的安全保障システムを作りだしていく可能性を開いた。ヨーロッパにおいては、CSCEとNATOを組み合わせることで、地域的な安全保障システム作りが進みつつあるが、アジア太平洋地域においても同様の努力が払われるべきである。

【参考資料】

「新時代を展望するわが国の安全保障政策」 を考えるために

①冷戦体制下の防衛政策の抜本的見直し

戦後冷戦体制崩壊後の過渡期の世界にあっては、NATO正面や中東に対するソ連の侵略によって開始されるグローバルな東西間の戦争の脅威は消滅した。したがって、七〇年代末から八〇年代にかけて、「防衛計画の大綱」で設定された組織編成と戦力規模の枠組みの中で、「日米防衛ガイドライン」に基づいて、「対ソ封じ込め」のために米国の「競争戦略」「海洋戦略」の一翼として構築されてきた日米共同作戦態勢は見直されねばならない。

②国民的な防衛論議を通じたシビリアン・コントロール

戦後のわが国の防衛力整備は、実態的には根本的な国民合意形成を軽視し、既成事実を積み上げる形で、その攻勢的対ソ作戦のための補

完的戦力を形成してきた。こうした政策手法は、シビリアン・コントロールの形骸化、ひいては防衛態勢そのものの脆弱化を招くものである。

戦後冷戦体制崩壊は、防衛政策に関する抜本的検討のための時間的猶予をもたらしている。この好機に、多少の時間的ロスや政治的コストを支払ってでも国民的な防衛論議を組織し、国民から遊離した防衛政策策定の手法を是正しておくことが、今後の確固とした安全保障政策形成のうえで必要である。

③「防御的防衛」（純粹防衛）戦略と限定防衛構想

「大綱」の基盤である「専守防衛」戦略は、極東・北西太平洋地域での米国の構成戦略と一体化することによって、限りなく攻勢的な性格を帯びてきた。現在は、新しい国際安全保障秩序を生み出す過渡期である。周辺国の戦略構想と軍事能力を十分に注視していく必要があるとしても、当面、二一世紀までの見通しうる将来において、わが国に対する差し迫った軍事的脅威が消滅した今日、新しい戦略構想と防衛力の再編を構想すべきである。

わが党はすでに、当面する自衛隊の任務として、わが国固有の自衛権に基づく領土、領海、領空の防衛に限定する「領域防衛」を提示してきた。これは、ドイツ社会民主党の「防御的防衛」戦略など、ヨーロッパの社会民主主義政党が提案してきた純粹防衛戦略の考え方を共有するものである。

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

姥名保彦

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア（朝鮮・北朝鮮・中國東北地方・シベリア等）の地域協力の重要性を説き明かす労作。

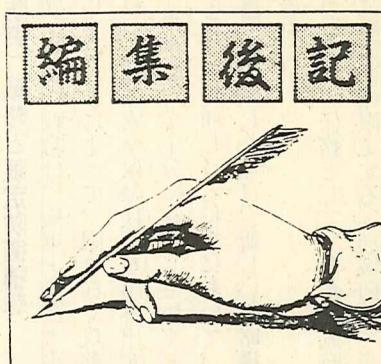


A5判上製/183頁
定価3300円

第一部 東北アジア 地域協力の意義と課題
なぜ東北アジアか／東北アジア「地域統合」の意義／東北アジア「地域統合」の可能性／東北アジア 地域協力の課題
第二部 世界経済の再編成
世界経済の再編成と国際経済システムの不安定性／東アジア経済の台頭と課題
第三部 國際分業構造の変化と日本経済
海外直撃投資の類型化と問題点

東京都文京区本郷一十三丁目四（定価はすべて税込み）
03-361-86351 振替東京02-4505 明石書店

◇「死人に口なし」とはいえ、余りにも無責任な話だ。佐川疑惑をめぐる竹下登元総理大臣の証人喚問が、衆参両院で行われ疑惑は一層深まっている。右翼の竹下氏に対するいわゆる「ほめ殺し」を暴力団・稻川会の幹部に頼んでやめさせてもらったという驚くべき事実は、それだけで議員辞職ものである。衆議院段階では、「ほめ殺し」を押さえようとする動きは一切知らなかつたで通したが、その後の金丸氏の臨床尋問で竹下氏元秘書の青木伊平氏が関与していたことが新たに浮かび上がってきた。しかも、仲立ちした東京佐川の渡辺元社長と一九八七年一〇月二九日に会つた日を衆議院では一一月中旬と言いつた。その後その日付を訂正しただけではなく、竹下氏が深々と頭を下げたと言われる料亭の予約と代金支払いを竹下事務所が行つたことが、明らかとなつた。竹下氏が関与しない話し合いの場を予約したり、代金を払つたりするものだろうか。竹下氏は「分身」ともいわれた故青木氏の関与も「信じられない」と言つてゐる。重要な会議の予約に青木氏が関わらないはずは、また、それを竹下氏に無断で行うなどは、常識外のことであろう。



▲「はじめて言葉ありき」とは『創世紀』の冒頭の言葉だが、そうであつてはならないはずの言葉が何と虚ろに響くものかは、竹下氏の証言が象徴的である。いわく「『覚えていない』というのは記憶がないことか」というので、記憶にない言葉はイメージとしては使いたくない言葉だが、使つた」「異常であつたという感じは、あの当時の総裁選挙に立候補したという異常な状態の時には、異常であったという感じは私はしなかつた」等々。宮沢内閣、自民党は、竹下氏の衆参両院の証人喚問で疑惑は晴れた、と幕引きにかかる。それでも、日本政治史上拭ぬ汚点を残した結果責任は重大である。議員辞職は国民の声であり、即刻辞職すべきである。▲こうした中で宮沢内閣の支持率は一〇%台に低落している。しかし、問題はリクルート事件の時と違つて、それがわが党への期待に結び付いていないことである。国民の政治不信が、自民党だけでなく社会党などの既成政党へも向けられていることを厳しく受けとめなければならない。政治改革は政党改革でもある。(W)

政策資料編集委員会	
委員長	早川 勝
編集委員	小野信一 新盛辰雄 外口玉子 松前 仰 元信 堯 山本正和
会計監査	篠崎年子 温井 川那邊 博 石田 寛 浜谷 悅 石田好数 河野道夫 原 野人 渡辺 博 菅野久光
兼事務局長	早川幸彦
「政策資料」購読料のお知らせ	定価 一部 三〇〇円 年間購読料 四二〇〇円(前納) 郵便振替 東京8-80821 又は 大和銀行 衆議院支店 普通 2038888 日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

January 1993

No. 316

<Foreword>

MATSUMAE Aogu,
Vice-Chairman of the Policy-making Board

<Features>

Summary of 3 draft laws against political corruption
Report of the fact-finding mission on Sagawa scandals

<Documents>

Statement on the Government's package of economic measures
Draft law summary on relocation of the Diet
Policy proposal and related documents for exceptional tax deduction
measures on old-age pensioners' personal bank account interests

<On Shadow Cabinet>

Emergency proposal for preventing liberalization of rice market
Proposal on prohibiting model examination papers of education business
dealers from being used for high school entrance examinations
Symposium to review the role of the United Nations and global security
in the 21st century

政策資料 1月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 早川 勝
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111内線3886~7
FAX 03(3502)5857

定価300円 (送料51円)

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857